

# 1 議事日程（3日目）

[平成20年太宰府市議会第2回（6月）定例会]

平成20年6月16日

午前10時開議

於議事室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	中林宗樹 (8)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「協働のまちづくり」と「地域コミュニティづくり」について 総合計画の後期基本計画には多様な主体と協働しながらまちづくりを行う、また地域コミュニティづくりの到達目標を分かりやすく伝えると明記されているが、その具体的な内容について伺う。</li> <li>2. 学校教育の充実について 小中学校の教育充実について伺う。</li> <li>3. 高尾川の川幅の狭小化について 太宰府高校入口の高尾川の川幅をなぜ狭くしたのか伺う。</li> <li>4. 東ヶ丘の太陽光街灯の撤去について 東ヶ丘の太陽光街灯が撤去され、普通の有線街灯に取り替えられているが、なぜか。</li> <li>5. まほろば号の運行について 高雄地区への乗り入れについて伺う。</li> </ol>
2	武藤哲志 (19)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 後期高齢者医療制度及び国民健康保険税について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 後期高齢者医療制度に対して、連合会に対する中止要求及び前期・後期高齢者からの年金天引き中止を要求する。</li> <li>(2) 4市1町の中で高い国民健康保険税の引き下げ、納税回数10期の検討を含め、無年金者や世帯主が税金を滞納されていても乳幼児医療証、前期・後期高齢者の健康保険証の取り上げを行わないように要求する。</li> </ol> </li> <li>2. 30人学級実現について 父母、教職員の切実な要求である30人学級実現について、毎年福岡県教育委員会に40万人、県民の13人に1人が署名、請願、陳情書を出している。その結果、福岡県教育委員会は国の制度を活用し、研究指定校、弾力的運営等、少人数学級を福岡県下の小中学校で一部実施をしてきたが、学級定員制度は40人となっている。国も制度を見直そうとしているが、教育委員会としての今後の方針を伺う。</li> </ol>
		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域づくりと道路行政について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 企業誘致の考え方について</li> </ol> </li> </ol>

3	安部 陽 (14)	<p>(2) 道路網は現在のままでよいのか</p> <p>(3) 都市計画道路の計画と推進について</p> <p>(4) 今後の道路整備のあり方について</p> <p>2. 福岡空港と新交通システムについて</p> <p>(1) 福岡空港の移転等に伴う考え方について</p> <p>(2) 御笠川に新交通システムを</p>
4	長谷川 公成 (3)	<p>1. 高雄台団地道路拡張について</p> <p>(1) 高雄台公民館や中央公園の土地が工事にかかり、公民館の駐車場がなくなるが、どう対応するのか。</p> <p>(2) 団地内に標識や横断歩道が必要になってくると思うが、今後の考えを伺う。</p>
5	藤井 雅之 (2)	<p>1. まほろば号について</p> <p>(1) 高齢者が乗降しやすい車両の導入は</p> <p>(2) 西鉄都府楼前駅前のバス停整備について</p> <p>(3) 西鉄都府楼前駅前で運転手の休憩について</p> <p>(4) 夏休み中の利用促進策について</p> <p>2. エスコートゾーンの整備について</p> <p>横断歩道上の一部に点字ブロックのように整備されているエスコートゾーンについて伺う。</p> <p>(1) 太宰府市での整備計画は</p> <p>(2) 市民への啓発は</p> <p>(3) 整備にあたり、各身障者団体からの意見聴取の計画は</p>
6	清水 章一 (13)	<p>1. 障害者自立支援法について</p> <p>障害者自立支援法が平成18年から施行されているが、その後の市の取り組みについて伺う。</p> <p>2. IP電話について</p> <p>財政状況が厳しい中、行政改革が実施されているが、IP電話等について検討がなされているのか。</p>
7	福廣 和美 (18)	<p>1. 特別史跡水城跡の整備について</p> <p>(1) 整備の今後の予定について</p> <p>(2) 仮称「水城祭」を実施する考えはないか。</p> <p>2. 景観整備について</p> <p>(1) 違反広告物の取り扱いについて</p>

## 2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番 原田 久美子 議員	2番 藤井 雅之 議員
3番 長谷川 公成 議員	4番 渡邊 美穂 議員
5番 後藤 邦晴 議員	6番 力丸 義行 議員
7番 橋本 健 議員	8番 中林 宗樹 議員

9番 門田直樹 議員  
11番 安部啓治 議員  
13番 清水章一 議員  
15番 佐伯修 議員  
17番 田川武茂 議員  
19番 武藤哲志 議員

10番 小柳道枝 議員  
12番 大田勝義 議員  
14番 安部陽 議員  
16番 村山弘行 議員  
18番 福廣和美 議員  
20番 不老光幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	關敏治	総務部長	石橋正直
協働のまち 推進担当部長	三笠哲生	市民生活部長	関岡勉
健康福祉部長	松永栄人	建設経済部長	木村洋
会計管理者併 上下水道部長	古川泰博	教育部長	松田幸夫
総務・情報課長	木村甚治	経営企画課長	今泉憲治
管財課長	轟満	協働のまち 推進課長	大藪勝一
市民課長	木村和美	税務課長	新納照文
福祉課長	宮原仁	国保年金課長	木村裕子
都市計画課長	神原稔	建設課長	大内田博
観光・産業課長	山田純裕	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄	学校教育課長	松島健二
文化財課長	齋藤廣之	中央公民館長	木村努
監査委員事務局長	井上義昭		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛	書記	浅井武
書記	花田敏浩		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、13人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして、2日間で行うことに決定していますことから、本日16日7人、明日17日6人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） おはようございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました項目について質問いたします。

質問いたします前に、先日6月14日に起きました岩手・宮城内陸地震におきまして、テレビ等の報道によりますと、9名の方のとうとい人命も失われ、山は崩れ、道路は至るところで断され、多くの家は崩壊し、その被害の甚大さと、また自然のエネルギーの大きさに驚くばかりでございます。

お亡くなりになられました方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました皆様と自治体に対し、心よりお見舞い申し上げます。また、救援活動、復旧活動に携わっておられます皆様にも敬意を表したいと思います。

さて、質問に入ります。

まず1項目め、協働のまちづくりと地域コミュニティづくりについて質問いたします。

地域コミュニティづくりを掲げて8年になりますが、この間、多くの議員さんが指摘、質問、提言をされておられますが、遅々として進展は見られません。なぜか。それは、なぜ地域コミュニティが必要なのか、地域の皆さんが理解されていないからではないでしょうか。市長は、今ある行政区は尊重し、その基礎的なものは崩さないようにするとおっしゃっておられます。地域の皆さんは、区があり、その上に小学校エリアを単位とした地域コミュニティを必要と思われていないので進まないのではないのでしょうか。総合計画にも書いてありますように、個人ですべきこと、地域ですべきこと、行政がすべきことなどを、役割や責任を明確にするこ

とによって地域コミュニティの必要性を理解していただけるのではないかと思います。そのためにもルールをつくるべきじゃないでしょうか。

市長は、今のシステムを見直し、市民との協働、あるいは住民と住民、NPOとか多くある主体を組み重ね、体系づくりをして、合意形成の中でやる必要があると言われておられます。その活動主体の組み重ねの一つの例といたしまして、各行政区には長寿クラブがあります。それぞれの長寿クラブでは地域に密着した事業として、地域での清掃活動、防犯パトロール、友愛活動、独居者の見守り活動、児童の登下校時の見守りなどを行っておられます。この長寿クラブを核として、全体の活動をまとめているのが太寿連であります。このように組織を連携していくことで初めて地域コミュニティの組織もできてくるのではないのでしょうか。こうした地域に密着した活動にもう一つ組み重ねて、福祉活動と連携して介護予防の活動もできます。また、よか倶楽部と組み重ねて、高齢者のための健康体操や転倒防止の体操などをすれば、介護予防や健康管理にもつながり、医療費の抑制へと広がっていきます。このような既存の組織と連携した活動をコーディネートし、活性化するように行政が取り組みをしていくべきではないのでしょうか。地域での活動主体は、ほかにも子ども会もあります。アンビシャス広場もあります。ひまわり会も。それに、最近はNPOの団体等もたくさんできています。このように地域ですること、個人ですること、こういうことこそ地域力ではないのでしょうか。地域力は着実についてきていると思います。その個々の団体を連携させることこそ地域コミュニティづくりではないのでしょうか。

市はこれらの個々の活動主体を小学校エリアごとにくくりとして機能させたいと考えておられると思います。これを無理やり新しくつくろうとするから進まないのです。既存の活動主体と連携して、総合計画の基本計画にあります協働のまちづくりについては、地域分権にふさわしいまちづくりの基本条例など制度の構築を目指します。また、人づくり、組織づくりについては、地域コミュニティづくりの将来ビジョンや段階的な到達目標をわかりやすく伝えていき、地域コミュニティ協議会の組織化につなげていきますと明記されています。地域コミュニティをつくり上げるには、ここに書いてあることを早く実行されることだと思います。

また、ルールづくりについては、昨年12月議会で、清水議員の質問で市長は、早い時期に庁内に検討会を立ち上げ、その方向性を検討し、制度構築を目指してまいりたいと答弁されておられます。

そこで、以下の点についてお尋ねします。

- 1、地域コミュニティづくりは進展しているのか。
- 2、ルールづくりで市民参画条例の制定に向けた検討会は立ち上げられたのでしょうか。
- 3、将来ビジョンを段階的な到達目標を伝えていくとありますが、その内容は具体的にどのようなことを示されておられるのか。

以上、お伺いします。

2項目め、学校教育の充実についてお尋ねいたします。

市長は本議会へ学校支援補助員として32万6,000円の補正予算を提出されています。また、学校支援人材バンクの取り組みも進めると施政方針で述べられておられます。また、教育委員及び教育主事についても1人増員されています。このように学校教育に対して力を入れておられるのはわかりますが、実際の教育現場であります学校の先生たちの忙しさには変わりはなく、また学習指導要領が改変され、来年の春から学校で教える内容が発表されましたが、授業内容も増え、教材づくりなどにまた仕事も増えます。先生は子供との接する時間が大切であると言われますが、ますますその時間はなくなってくるのではないのでしょうか。

本市では、学園都市、歴史と文化のまちと標榜しておりますが、その名にふさわしい学校内容としていただきたいと思います。また、まちづくりの観点からも、これからは自治体間競争の時代となります。教育施設の整備及び教育内容の充実などで魅力ある学校づくり、他の自治体と差別化することでまちの活性化へとつなげていくことができるのではないのでしょうか、お尋ねします。

1、学校支援人材バンク、学校支援補助員の活用はどのように考えておられるのか。

2、施設の整備、大規模改修工事や耐震工事の計画については、どのように考えておられるのか。

3、授業の理解度アップにどのような取り組みをなされているのか。

以上、お伺いします。

3項目め、3月議会でもお尋ねいたしました、いま一度お尋ねいたします。太宰府高校の入り口のところの高尾川ですが、高尾川の川幅はなぜ狭くなったのか、その理由をお尋ねいたします。

4項目め、東ヶ丘の太陽光を利用した街灯が、最近有線の街灯に取りかえられていることについて、以下の点でお伺いします。

1、なぜ有線にされたのか。

2、太陽光集積板の寿命はどのくらいあるのか。

3、蓄電池（バッテリー）の寿命はどのくらいあるのか。

以上、お伺いいたします。

5項目め、まほろば号の運行についてお尋ねします。

まほろば号の東観世地区及び高雄地区への運行開始について、いつごろを考えておられるのか、お伺いします。

再質問は自席にて行います。よろしくお願ひします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

6月14日、岩手・宮城内陸地震でお亡くなりになりました皆様方に、心から6万8,000市民を代表いたしましてご冥福をお祈りしたいと思っております。

それから、いまなお不明な方々もいらっしゃいます。早い時期の救出を願うものでございま

す。

それから、本日から岩手・宮城内陸地震に対しまして、被災に遭われました皆様方に、義援金箱を市役所あるいは各公共施設に設置をいたしましたので、どうか市民の皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げておきたいと思っております。

それでは、ただいま中林議員のほうから協働のまちづくりと地域コミュニティづくりについてご質問ございました。順次回答をしてみたいと思っております。

今日、本市を初めとして、地方自治体を取り巻きます状況は、急激な社会経済情勢の変化に加えまして、少子・高齢社会でありますとか、あるいは地方分権の進展に見られますように、その変化の度合いが加速の一途をたどっております。

そのような状況下におきまして、豊かな地域社会を実現していきますためには、やはり地域に暮らす市民の皆様一人一人が相互に支え合い、地域のあるべき姿を共有しながら、ともに行動できる新たな地域自治の体制づくりが必要であると思っております。市民の皆様を初めとする多様な活動主体と行政が協働しながら、持続的かつ発展的にまちづくりに取り組むことが求められているわけでございます。

そのため、私は昨年4月の市長就任以来、積極的に地域に出向きまして、市民の皆様の声を直にお聞きする中で、皆様の思いをしっかりと市政に反映させる体制づくりに努めておるところでございます。

その取り組みの一つでもございます、本年1月の北谷区を皮切りといたしましてスタートいたしました市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会を通じまして、市民の皆様の方でありまして、あるいは地域の力を引き出すことができるように、行政のあらゆる領域に現場主義を徹底をしまして、行政運営の中に、市民の皆さんとともに語らい、ともに考え、ともに行動するというプロセスを取り入れました。行政と市民との協働のまちづくりを推進していきたいと、このようにご説明をしておるところでございます。

この協働のまちづくりの具体的取り組みの方策の一つといたしまして、地域コミュニティづくりを展開しているところでございます。

これからは、同じ地域に共通する問題でありますとか、あるいは地域の課題を見詰め直しまして、これを地域の問題あるいは課題として共有をしまして、そして知恵や力を合わせて解決することが求められておるわけでございます。

地域住民の皆様方が互いに連携を密にし、そして自治活動の活性化を図るためには、住民同士が支え合っている地域のまちづくりを進める社会づくりが大切であると考えております。

具体的には、地域住民が力を合わせることで、住みやすい、住んでよかったと実感できることを目指しまして、おおむね小学校区を基礎的な単位といたしまして、地域住民みずからが地域課題を考え行動し、責任を持ってまちづくりを展開できるよう、地域コミュニティ協議会の組織化を図りまして、将来の地域分権の受け皿となりますように地域コミュニティづくりを展開しているところでございます。

なお、具体的な質問につきましては、それぞれ担当部長の方から回答させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 1点目の地域コミュニティづくりの進展につきまして、現在3小学校区において地域コミュニティ協議会の準備会が立ち上がっています。その中で、防犯、防災、福祉、文化といった部会活動に取り組まれております。

また、その他の小学校区におきましても、市のまちづくりに対する将来ビジョン等を説明しながら協議を重ねてまいりました。全44行政区から防犯委員を今回選出していただき、今月11日に第1回目の防犯委員会議を開催したところであります。

今後は、防犯を一つのキーワードとして、地域活動に広めていき、今年度中に全小学校区に地域コミュニティ協議会の準備会を立ち上げていただくよう予定いたしております。

次に、市民参加条例の制定に向けた検討会の立ち上げにつきましては、本年4月に、これからの地方分権時代における行政の役割と責任を明確にし、市民との協働のまちづくりを推進していくための制度構築に向けまして、協働のまちづくり推進検討会議を立ち上げております。

次に、将来ビジョンを段階的な到達目標を伝える内容につきましては、新たに小学校区を単位とする地域コミュニティ協議会を一足飛びに組織することは、現実的に難しいものがあります。まずは自治会会長や関係者との協議や学習会を重ねながら、準備会やあるいは地域課題に応じた防犯などの活動部会を設置していただきながら、協議会の規則や組織体制などを整備するとともに、地域活動という動きを通して地域住民の連帯感を醸成しながら、段階的に組織化を図ることといたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 少しずつですが進みつつあるようでございますが、これにつきまして、新しいコミュニティづくりについては、福岡市ですね、これ取り組みをされまして、これが成功しているということで、もうご存じとは思いますが、ここで少し紹介させていただきたいと思えます。

福岡市ではですね、平成12年にこの概要を発表されて、そして新しいコミュニティづくりとして平成16年にはもうスタートされている。5年間で、これはもう実行へ移されているんですね。太宰府市を見ますと、同じく平成12年にスタートして、7年たって、今はもう8年目に入っておりますが、まだまだ今お話のあった程度のことで、まだ協議会の一つもできてないと、準備会がやっとできているというような状況でございますので、その福岡市でされたことについて、少しここでご紹介させていただきます。

福岡市ではですね、新しいコミュニティ制度として自治協議会制度を創設されました。この自治協議会というのは、今までの町世話人制度を廃止されて、いわゆるその地域で活動されている活動主体の皆さんに集まっていただいて、そこに新しい協議会をつくられて、今まであ



りました補助金等については、その団体へ一括して補助金を出すと、そしてその自治協議会で、今まで直接もらっていた補助金を、その協議会が今度は分配していくというようなことで、組織も変わります、それからお金の分配も変わるということで、これが一つの契機として、非常に制度の新しいシステムが定着していったのではないかなあということでございます。

その成功した要因としてはですね、ここに6つほどちょっと掲げてみましたが、その要因としては、市長の強力なリーダーシップがあったと、この制度を何としても成功させなければならぬという市長の強い信念と、それに向かったリーダーシップを発揮されたということですね。そのもとで、その理念に対して、その市長が持っておられた理念に対して賛成の輪を広げる総論が明確にされていたということ。それから、実態調査、今ある制度についての実態調査とか市民検討委員会とか、そういう市民を巻き込んだ議論がされ、そしてその中ですね、マスメディアを通して、その中のそういう情報、それから市長の思い等のそういう情報ですね、適時マスメディアを通して発表されたということで、情報戦略が着実に実行されたということで、市民の皆さんも理解されて、それについての余り異論がなく進んだということ。それから、やはり進める上では、生まれ変わる新しい姿をですね、そこに描いていただいた。今までの町世話人制度から協働自治体制度へ変わるということで、その具体的なですね、協働自治体はどうやってやるかということで、先ほどもお話ししましたけども、いわゆる補助金の配分とかなんともこうしますよというふうなことで、具体的にそれを示されていたということですね。それから今度は、市役所の庁内においてもですね、やはりそれを推進するための体制といいますか、市役所内の体制がきちっと構築されていたということで、やっぱり市全体がそれに向かって進んでいったということで、それが。そして、その基本となるのが、やはりルールですね、これは市民公益活動推進条例というのを制定されて、そしてそのルールのもとで進められたということで、これが成功したんじゃないかなと言われているところでございます。

そういうことで、今本市はどうかといいますと、やはり今のお話にありましたように、なかなか先が見えないと、そのコミュニティづくりはすると、そして理念としては、先ほど市長のほうからご説明ありましたように、非常に立派な理念はありますけども、そしてそれを、ならどういう形でどういう、将来的にはどういうふう具体的に形としていくのか、その今のある区はそのままにしておくと言われますが、今のある区とその新しくできるコミュニティ共同組織との関係をどのようにされていくのか、そこら辺を少々お尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 傍聴者の方に申し上げます。議場内では帽子は脱いでください。

協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） この間のご質問の中でもお答えしておりますように、自治会活動を中心に一定の組織化を図っていくということに対しましては、それぞれの44行政区の自治会の活動が、それぞれに実態と違うところもございます。その中で、整理していく中に

は、やはり、今議員ご指摘のように、市民の皆さん一人一人が共通の理念を共有することが必要だろうと思っております。

それで、先ほど福岡市の実態等もるるご説明いただきましたけども、本市の場合につきましては、それぞれの自治会以外の団体につきまして、連合組織ではないということがございます。いわゆるそれぞれの任意で集まれた団体もありますし、それぞれの自治会の組織が、例えば小学校ごとというような連合会、福岡市みたいに連合会組織になっていないところもございますので、今後につきましては、まずは自治会を、先ほど市長が申しましたように、中心に考えながら、そのようないろいろな課題等をですね、整理しながら組織化を図っていくということで、この間ずっと協議を重ねまして、一つのテーマ、防犯ということが、先ほどご報告しましたように、44行政区の中で、市民生活の中で、やはり課題だということでご理解をいただきまして、そういうふうには防犯の活動を通じながら組織化を図っていくということで、今、少しずつでありますども、組織化に向かって動きが出てきたところでございます。そういうものを今後発展させていきながら、お互いに、行政主導じゃなくて、地域との協議を重ねながら、ご理解の上に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） なかなかですね、あれですけども、今のお話の中の、防犯部会の話がちょっと出ましたけども、この防犯部会が既存の地域の防犯活動をされている方々との連携はどのようにされているのか。私聞きますところによりますと、いわゆる防犯部会は防犯部会だけでやっている、そしてそれを本当に実動部隊としてやっておられる地域の、そういう防犯活動をされている方々との連携がですね、できてないように私は見えるんですけども、やはりこれは必ず一緒にですね、連携してやっていかないと、今後のこのコミュニティづくりはできていかないんじゃないかなと。市長がおっしゃるように、既存のやはりそういう活動主体と一緒にやっていくということでございますので、防犯の活動部会では毎月1回されているということでございますけども、その地域のですね、防犯パトロールされている団体との連携は、今どのような状態になっているんでしょうか、お尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほどご報告しましたように、自治会から防犯委員さんを推薦していただきましたので、当然自治会活動との連携は図っていく必要があります。

それで、具体的な例を申しますと、例えばある自治会では、防犯委員さんを中心に、例えば老人クラブの集まりの中で防犯の学習会を設定していただいたりとか、あるいは校区合同のですね、防犯パトロールにそういう、日ごろ防犯活動されている方々と一緒にやっていくというような情報交換もされているところもありますので、そういうふうには地域活動、この防犯部会ができたから防犯部会を中心にやるということじゃなくて、常に連携をとりながらやっていくというのは、ご指摘のとおり当然だろうと思っておりますので、そういうふうな方向で進むよう

に、防犯部会のほうも検討を重ねていただくようにお話をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 連携はとれているような、とれていないような話でございますけども、やはりきちっとですね、今防犯部会というのが一つの組織として動いていくと、その中で本当に活動していくのは、やはり地域住民の方々がされている防犯活動が、これが実動部隊としてやっていくわけですね。やはりここの連携を密にして、やはりちゃんと、意思疎通をきちんとしてやっていかないと、本当にそういう組織が、せっかく地域の方々がやっておられるそういう防犯活動がですね、全然コミュニティづくりの防犯の部分と乖離してしまうというふうな危険性もありますので、やはりここはきちっとですね、あるいは防犯部会と、そのパトロールされている部分との、やっぱり連携はですね、これが一番基本になってくると思います。今、部長のほうからもありましたように、この防犯部会を、防犯についての活動をですね、契機として、今からコミュニティづくりを進めていくということであられますので、やはりそこら辺をですね、きちっと進めていただきたいと思います。

次にですね、もう一つ協働のまちづくりの中で、一つ、市民参加のまちづくりということで、これ先日、高雄公園の現地説明会がありまして、この中でですね、いろんな意見が出されまして、やはりこの公園をつくるに当たっては賛否両論いろいろありました。それから、今度つくるということで、今度は現地で説明会がありまして、そしたらその公園をどうやってつくるかということの中でですね、その中で一つ意見が出されましたのが、あそこはですね、今は少し整地されてきれいになっておりますけども、それまでは荒地で、適当に水たまりなんかがありましてですね、そこにはトンボとか蛍とかですね、そういう昆虫類がたくさんおまして、これトンボ、ちょっとされている方のお話でございますけど、あそこにはですね、39種類のトンボがおったそうでございます。そして、蛍も当然出ておったんですね、やっぱりそういう自然を生かした公園をつくっていただけないだろうかというようなことで。それで、そういうのをつくるには、やはりビオトープみたいなのができないやろうかと、そしてビオトープをつくっていただいたら、その管理等についてはもう私たちがやりましょうということで。いわゆる公園をつくること、それから管理することについてですね、やはり市民の方が参加していくというようなお話でですね、やはりこれは今からの公園づくり、まちづくりではですね、非常に大切なことではないかなあと。やはり市民の方が積極的にまちづくりについて発言され、そしてそれに参加されるということでですね、これは一つのテストケースとしてですね、この高雄公園を、そういうことで市民の方々からたくさん意見いただきながらつくっていただければどうかということで、この高雄公園をつくることについてですね、やはりもう少し、今度も22日に説明会があるということでございますので、その中でまたたくさん意見が出と思いますが、このようなことでですね、高雄公園のつくり方で、一つのテストケースとしてですね、これ取り組んでいただきたいと思いますけど、いかがでございましょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、地域コミュニティづくり等につきまして、私はマニフェストの中におきましても掲げておるところでございます。安全・安心の福祉のまちづくり、あるいは地域コミュニティづくりを推進していきますためには、やはり協働のまちづくりというようなものが基本に、必要だというようなこと。それからまた、福祉のまちづくりを実現していきますためには、その前には、やはり地域づくりを、地域力を高めるといったようなことが私は基本だというふうなことから、総合計画が平成22年度まででございますけれども、いわゆる今福岡市の事例とかお話をいただきました。私も地域分権を考えておりまして、今地域に、各行政区に相当の補助金等含めて、今配分している部分がございます。それを究極的には一括して地域コミュニティづくり、あるいは小学校区単位、再配分するというような方向性を考えております。

そういった方向でございますけれども、地域コミュニティづくりは、一方的行政だけで押しつけは、これは将来的に展開しないというように思っております。よくその辺のところは市民の皆さんと関係者の皆さんの声を聞きながら、そのために市長と語るふれあい懇談会の中におきましても問題提起しながら進めておるところでございます。イメージ的には、既に私どもは描いております。市民の皆さん方の声をそこに注入しながら、一部修正を加えながら、そして本格的には、まちづくり条例でありますとか、そういった形の中で、私は平成22年までにははっきりさせていきたいというように思っております。

それから、協働のまちづくりの一環といたしまして、先ほど高雄公園の事例がございました。私もまちづくりは、今からは市民の皆さんとひざを交えながら、そしてどういった公園が必要なのか、そういったことから、私は市民の皆さん方、地域の皆さん方と懇談をし、意見を聞いて、高雄公園をつくり上げるようにというようなことで指示をしておるところでございます。

私は従来の公園というふうなイメージだけではなくて、やはり自然、修景をきちっと踏まえた中での公園、そしてそこを散策しながら、市民の皆さん方に日常的に利用していただき、そして健康になっていただくと、あるいは有事の際においてはそこが避難場所にもなり得るような、そういった公園にしていきたいというように思っています。今後とも、25日に限らず、市民の皆さん方の声を聞きながら、協働のまちづくりの成果としての高雄公園に位置づけて、完成に向け努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） コミュニティづくりにつきましてははですね、今のそういう市民の声をしっかり聞きながら、やはり進めていただきたいと思います。そして、これもです、総合計画によりますと、平成22年を最終目標としておりますので、あともう1年半しかございませんが、その中でですね、道筋だけでもつけていただいて、早い時期にですね、新しいコミュニティづくりが、そしてできて、そして市民の皆様が安心して安全に暮らせるまちづくりを進めていた

だきたいと思います。これで1項目めを終わります。

2項目め、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 小・中学校の教育の充実について、3点の質問がございます。順次お答えしてまいります。

1点目の学校支援人材バンク、学校支援補助員の活用についてでございますが、市長のマニフェストに学校を支援する学校支援人材バンクの構築があります。この主たる目的に、授業を受けやすい環境をつくるなど、学力の向上に向けた教科指導の充実を図ることなどがあります。このため、市内にある大学の学生等を主に人材を募って登録をしていただき、各小・中学校の要望、例えば授業支援、専門的な支援及び教育環境支援などを勘案し、配置してまいりたいと考えているところです。

2点目の施設設備大規模改修工事や耐震工事の計画についてですが、学校の耐震化につきましては、昭和56年の建築基準法改正以前の建築物については耐震診断を行い、必要に応じて補強工事を実施しなければなりません。

小・中学校の体育館につきましては、平成18年度までにすべての耐震補強工事が終了しております。

また、校舎の耐震診断につきましては、平成19年度に耐震診断が必要な4校の診断を行い、その結果を本年度以降に耐震評価委員会の評価を受けて実施計画を立て、工事を実施したいと考えております。

なお、既に耐震診断を行い、補強が必要な水城小学校と太宰府小学校につきましては、国の安全・安心な学校づくり交付金を活用いたしまして、今年度から順次耐震補強工事を実施するように予定しております。

また、大規模改造工事につきましては、耐震補強工事の一定のめどがついた時点で整備計画を立て、実施してまいりたいと考えております。

3点目の授業の理解度アップの取り組みについてですが、基本的には県が示しております学力向上プランの視点に基づき、各学校では自校が置かれている状況等を勘案し、子供たち一人一人に確かな学力を身につけるための取り組みが行われているところでございます。

視点といたしましては、自校の児童・生徒の学力の実態、学力向上を目指す授業づくり及び授業力を高める教員研修等があります。また、学力の基礎を培う読書活動や読み書き、計算等の指導の徹底、体験を生かした学習や基本的生活習慣、学習習慣の形成に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 学校支援人材バンク及び学校支援補助員につきましてですね、いろんな形で活用を考えておられるようでございますが、この方々は授業中の教室には入られるんでし

ようか、入られないんでしょうか、お尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 学校ですね、どういう学生さんが欲しいかということによりますけれども、ある場合では、授業といいますか、いろいろ問題を解く等のご指導の手伝い等々もしていただきたいと考えているところです。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） これをお尋ねしたのはですね、やはり学校の先生方は、先ほども申しましたように、非常にお忙しいんですね、そして子供と接する時間が少ないんですね、やはり学校のこういう、外部からそういう人材バンクとか補助員さんとかでされるについては、大体想像されるのは、部活とか放課後のそういう活動についてのお手伝いとか、それから学校の見回りとか、そういうのが主力になってくるんじゃないかなと。本当に子供たちと接して、子供たちの学力向上のためにしていただくには、やはり教室の中で先生と一緒に授業に取り組んでいただく方が必要じゃないかなと思うんですね。それで、やはり学校の教室の中でそういう支援をしていただくためには、やはり担任の先生一人ではですね、やはり全体を引っ張っていかなくちゃいけませんので、やはりそれで、あと残される、言葉は悪いんですけども、ちょっと遅れてついてこれない子供とか、それから中には教室をぐるぐるする子供とか、いろんなタイプの子供がおりますので、やはりそういう、低学年のときにはですね、そういう子供たちの指導についてもね、やはり目が届くような指導というか、教室でのやはり活動が要るんじゃないかなということで、これよその自治体ではやっておりますけどもですね、今市費でですね、特別講師という形で先生方を何名か雇用して、教室に入っただくというような制度もできているようなんですね、やはり本市の学校教育の充実、それから子供たちの学力向上のためにもですね、それと先生方の負担軽減のためにも、非常に大事なことであり、必要じゃないかなと思いますので、このことについて教育長及び、教育長の方でお答えが出なければ、市長の方からでもお答えをいただけないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど、ですから、入っただくというようにお答えしたと思っております。ただですね、学校もいろいろな状況がございますのと、部活動含めましていろんな教育活動もまた有意義な教育活動でございます。その辺は学校の状況等、話をしながら進めてまいりたいと。

それからもう一つは、この募集といいますかね、来ていただく人の特色といいましょうか、希望といいましょうか、その辺とうまくマッチングしなくちゃならんというふうに思っているところで、明確な答えでなかったかもしれませんが、特にですね、やはり学力という面から、授業のほうの充実をと、そういうことを考えてこの制度をとりたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 学校の中身については以上で終わりますけど、あと施設についてですけ

ども、さっき耐震工事については、ある程度めどがついてされるということでございますが、先日もですね、大きな地震があつとりますけども、あれは休日だったんですね、子供に対する被害が余りなかったということで、その点ではちょっとほっとしておりますけども。やはり学校の施設についてはですね、もう少し整備していただかなければいけないのじゃないかなと。南小学校、平成14年に大規模改修した後、ほとんど改修ができてない。補修程度はですね、その都度されておるということでございますけども、耐震工事が終わって、それから計画を立ててやっていかれると。やはり、これ相当なお金がかかりますので、1年に1校できればいいのかなというところがございますけど、これ1年に1校やっていきますと、大体11年かかりますので、11年かかってやっても、ちょっと間に合わないんじゃないかなと思いますので、これもですね、年次計画を立てていただいて、やはり早目にですね、進めていただきたいと思えます。そういうことで、学校の教育充実についてはですね、これ一つは町の活性化にもなるんじゃないかなと、これ私個人的に思つとるんですけども、やはり大学等はですね、よそから通学してこられる方がほとんどでございますけども、小・中学校の生徒さん方はですね、この方々は市内に定住されて、そこから学校へ通われるわけですね。やはり学校の魅力があれば、やはりよそからですね、今度どこへ行こうかと、どこへ引っ越しするかというときにですね、やはり太宰府は学校の教育が充実しているなど、学校がいいなあと、なら太宰府に行こうかと。やはりこれ、孟子のお母さん、孟母の話じゃないんですけども、孟母三遷ということですね、やはり教育環境を考えて、やはりお母さんはですね、最後には学校の近くで孟子を育てたというようなお話もありますのでですね、やはり教育についてのですね、充実をしていただくことで、やはり文教都市と言われる太宰府がですね、やはりもう一段ですね、よその自治体と差別化できて、町の活性化へつながっていくのではないかなと思っておりますので、やはり教育の充実についてはですね、これからも重点施策として取り組んでいただきたいと思えます。これで2項目めは終わります。

3項目め、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 3点目の高尾川の川幅の狭小化についてご回答申し上げます。

この箇所につきましては、高雄中央通り線道路改良によりまして、平成17年度に用地買収を行い、平成18年度の拡幅工事により河川部分のつけかえを行い、一部改修をいたしたところでございます。

その後、平成19年度になりまして、隣接します農地の宅地造成としての開発がなされております。その開発に伴いまして、この部分がこの団地の入り口というふうになりましたことから、市またその事業者、それから地元の水利組合と協議をいたしまして、川幅についての協議をいたしまして、先ほど言いました進入路としての橋梁工事が行われたものでございます。

川幅につきましては、この橋のすぐ下流に、道路の下を通りますボックス、暗渠でございますが、これがありますことと、それからまたそこに農業用水のための井堰が設置されております。

す。そういうようなこともあわせて、流下能力の保持と農業用水の確保のため現況の川幅というふうなことで、協議の結果いたしたところでございます。

また、その工事の際に、構造としてそのボックスが河川の中に飛び出るというふうになっております。そのことから水の流れがよりスムーズになるように、ボックスと同じ断面の水路に近くなるように、のり勾配1対5の傾斜護岸工をいたしたところでございます。

いずれにしましても、先ほど申し上げましたように、地元水利組合とこの川幅につきましては十分協議した上で施工いたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） この問題をですね、取り上げましたのはですね、ここで川幅を狭くすることができ、最終的には川幅は狭くなっただけですけども、最初道路拡張するときにはですね、前ありました川幅よりも若干1mぐらい広くですね、つくってあるわけですね、そして今度は、あそこへ住宅地が造成されると、そしてそこへ端を分けるということで、今度はまた、せっかく広くした川をですね、今度は狭くしてあるわけですね。そしたら、最初からですね、川幅を広くとらなくても、狭くて済むようであればですね、最初から川幅の広い部分をですね、道路用地として確保して、その対岸を4mほど買い取って、川を向こうへ少し移して、そして若干広くされているわけですね。そしたら、今度は住宅地をつくる段になったら、その川幅を狭くしてあるわけですね。なら、住宅地をつくるときに狭くされたのであれば、その道路を拡幅するときにもですね、そういうふう川幅を少し狭くして、その向こうの対岸をですね、買わなくて済むような工夫はできなかったのかなと、最終的には思うんですね。やはりここら辺をもう少し考えていただいたらですね、対岸を買う分が、4mを買わにゃいかんやっつが、これが2mぐらいで済んだかもしれないんですね。そしたら、やはりそこに対する買収費用がですね、やはり2分の1で済むというようなことで、やはりそこら辺の発想がですね、最終的に川幅が狭くなっているんですから、最初から川幅を狭くして済んだならば、その分だけお金も余計かからずに済んだんじゃないかなという、ここら辺の発想をですね、やはり行政のほうでは、やっぱりそのときそのときの状況でですね、考えていただければということで私はこの問題を提起しておりますので、やはり行政コスト、いわゆるそういう行政コストをしっかりともう一度見直して、見直すというか、考えていただいて、そういう計画をつくっていただければということでこれは提起しておりますので、これについては、今の分については要望としておきます。

次、4番をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 4点目の東ヶ丘の太陽光街灯の撤去についてご回答申し上げます。

この街灯は平成5年度から平成7年度にかけて17基設置をいたしております。しかし、この街灯は太陽光発電により蓄電池、バッテリーに充電をしまして、夜間に点灯するものでござい



まして、蓄電池の容量の関係から、朝まで点灯しないというようなことなどの問題がかなり以前から発生いたしておりました。さらに、蓄電池の経年劣化によりまして容量が不足をし始めておりました。そういうようなことから、照明がつかなくなったり、照明がついても暗くなったというような箇所が増えてまいっておりました。こういうふうなことから、この整備を考えておりましたが、バッテリー等蓄電池等の交換費用、そういったものを合わせまして1基当たり30万円程度かかるというようなこと、また10年から15年ごとにその蓄電池の交換が必要となるというようなことがございますので、今後継続的に多額な費用を要するというようなことが考えられております。

そういうようなことから、商用電力に変更する場合について検討いたしましたところ、1基当たり20万円で作れるというようなこと、その後のメンテナンス費用が定額の街路灯の電気料金、また電灯のつけかえ、そういったもので、蓄電池の交換費用というふうなことと比較いたしましたところ、それらの財政状況などから判断いたしまして、通常の電力によります街灯というふうなことで切りかえをいたしまして、現在6基、太陽光から通常の電力による街灯に切りかえをいたしております。

また、この蓄電池のバッテリーでございますが、バッテリーの寿命につきましては、大体10年程度が目安というふうに言われております。

それから、この太陽光発電のパネルですね、集積板といいましょうか、パネルですが、これにつきましてはの寿命ですが、想定耐用年数、法定耐用年数というふうなことからいきますと約15年程度、また想定されております寿命としましては20年程度、それぞれメーカーによって違うようでございますけど、そういうふうなことで寿命があると、そういうふうなことでございました。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 今言われましたようなことがですね、設置されるときに少し考えられたらどうだったのかなあというふうに思います。これを設置するのにですね、大体総額で3,000万円ほどかかっているということで聞いておりますが、1基当たり176万円ちょっとかかるということですね。やはりそこら辺を考えますと、今のお話では、大体有線の今の形にしますと20万円で済むということでございますので、やはりそこら辺、170万円対20万円ですね、やはりここら辺の費用効果もですね、やはり少し考えていただければ、たった10年か15年の間にですね、この3,000万円をですね、やはり使ってしまうと、やはりそれが後に残らないというようなことではですね、非常にこれは無駄だったんじゃないかなというふうに私は思っております。

それで、その無駄についてはですね、結局私がここで3番と4番で上げたのはですね、先ほども言いましたけども、やはり行政コスト、こういうのについてのですね、やはり考え方をですね、もう少しきちっとしてですね、そして将来的に考えて、コストがですね、かからないよ

うに、やはり経費が無駄にならないような行政というか、予算執行を考えていただきたいなあということで、これ、あえてこの3番、4番は取り上げさせていただきました。

それで、ちょっとバッテリーのことについて気になりますのでお尋ねしますが、この今、太陽光で下に、有線にされた分ですね、バッテリーは今どういう状況にされておるんでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） バッテリーは、街灯の下にボックスを設けて、その中に設置をいたしておりました。そのバッテリーにつきましては、取り外しをして市役所のほうで保管をいたしておる状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） バッテリー、ちゃんと外して保管してあるということでありまして、ちょっと安心しましたが、聞くところでは、まだそのまま置いてあるというようなことちょっと聞きましたんですね、やはりあれ、バッテリーですね、若干ですが水素ガスが発生しているそうなんです。やはり水素ガスが発生しますので、やはりあれがどうかしたら、引火しましたら、非常に大きな爆発があるんで、非常に危険だということを聞きましたんで、ちょっとそこをお尋ねしたかったんですが、そういうことであれば安心しました。それじゃ、これで。5項目め、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 5点目のまほろば号の運行についてご回答申し上げます。

平成21年4月運行開始に向けまして実施計画を作成いたしまして、問題点の洗い直しでありますとか、あるいは財政計画等を協議しておるところでございます。

今後、運行形態あるいは運行コース、便数など、地域の皆様方の要望をお聞きするために、9月をめどに高雄区を初めとする路線各区ごとに懇談会を開催したいというふうに思っております。

まほろば号を育てていただきますのは住民一人一人でございますから、一人でも多くの皆様方に利用していただく、財政負担が少なくなることはもちろんでございますけれども、まほろば号が地域に根差した交通機関となるように、さらなる支援をお願いしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 今、市長の口からですね、平成21年4月1日運行するというので準備に入っているということでございますので、そういうこと期待しておりますので、どうぞよろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番（武藤哲志議員） 通告いたしております2項目について、市長、教育長に回答を求めます。

まず初めに、後期高齢者医療制度に対して、国、県、広域連合に制度の中止要求と高齢者からの年金天引きをやめるように、広域連合の議員として唯一太宰府市民の代表として市長が選出されておりますのでお願いしたいということと、太宰府市国民健康保険税は4市1町の中で一番高い保険税の引き下げと納税回数の10期の検討を含め、無年金者や世帯主が税金を滞納していても、乳幼児、前期・後期高齢者の健康保険証の取り上げをしないでいただきたいという質問をいたします。

特に後期高齢者医療制度の内容が明らかになり、連日のようにテレビ、新聞で報道され、今日まで大変ご苦労いただいた高齢者に対し、医療費の格差の問題や75歳で国民健康保険制度から切り離すなど、高齢者医療制度の内容が明らかになり、市民を初め30都道府県医師会が中止を求め、また全国各地、太宰府市内の老人クラブの方々もこの制度の廃止を求めています。参議院では野党4党による廃止法案が可決され、衆議院に送られています。週刊誌でも報道されているように、元総理の中曽根自民党の総理が、やはりこれも廃止すべきだ、また様々な自民の中でも廃止をテレビの前で見直すように言っておられます。即刻廃止を訴えている方々もたくさんおられます。そういう中で、私ども5月の初め、太宰府の長寿クラブの会長さんを通じてアンケートをお願いいたしました。5月26日現在で27の長寿クラブのご協力をいただきました。本日、議員の皆さんにはアンケート結果を配付をいたしておりますが、その後も長寿クラブの方々からアンケートをですね、寄せられておりますし、お電話もいただいております。本当に皆さん目を通していただくとわかると思うんですが、様々な太宰府市民の方々の、今日の世の中をつくらせていただいた方々の切実な声が寄せられておるわけであります。

本来、天引きというのは申請によって行われるべきですが、一方的に年金から保険料を天引きする、しかも年金額は物価に追いつかない、少なくなるばかりで、特に所得の少ない方には大変な負担になっております。幾ら減免制度があっても、所得の少ない年金者ほど大変な負担になることは明らかです。この実態を政府も認めておりますし、直ちに中止を広域連合を初め国、県に申請をしていただきたい。

また、6月4日に開かれた全国市長会で、国が後期高齢者医療制度を見直す場合、新たに生じる公債費負担や電算システムの変更の経費を転嫁しないよう求める決議を4件採択していま

すが、市長はこの全国市長会に出席したのか。この決議内容も明らかにしていただきたい。市長の回答を求めたいと思います。

1 項目めの2点目としては、太宰府市の国民健康保険税は近隣自治体の中で一番高くなっております。初日の地方税法及び国民健康保険条例の一部改正の専決処分でも反対討論をいたしておりましたが、夫婦で150万円の所得に対し、国保、介護保険料、高齢者支援金等、年間の国民健康保険税は、市の広報で市民に説明しておりますが、年間の保険料は何と20万9,900円になると説明をいたしております。その内訳を具体化しますと、1カ月の収入12万5,000円から国民健康保険税を差し引くと、月の収入は10万7,050円です。市民税や県民税、新たに森林環境税も負担をさせられるようになりますが、これを差し引くと、夫婦二人で10万円の生活を行うということです。生活保護基準以下の高齢者や市民に生活を強いられる結果になります。60歳未満で夫婦、お子さん2人で年収300万円の場合、月の収入は約25万円です。国民健康保険税は、年税額は45万5,800円、毎月の収入割にしますと、25万円の収入に対して残りの金額は約21万2,000円で、4人家族でどうして生活ができるでしょうか。どうしても生活が先で、国民健康保険税や市民税の滞納を生み出す結果になります。現在でも国民健康保険税の滞納額は4億円を超えておりますし、こんなに引き上げられることは、より一層滞納の悪循環を生み出すのではないかと。しかも、国民健康保険についても、後期高齢者医療制度についても、滞納者にはやはり保険証を取り上げることができるということです。そうすると、病院にもかかれぬ。しかも、役所に聞きましたら、資格証明書、こういう状況や短期保険証の発行という状況になります。本当に病気になって不安になる、こういう状況が発生するわけでありませぬ。

市は納税相談など行って解決を図ると言っていますが、こういう不況の中で、年金は目減りする、働く環境は不安定な状況、正規な雇用はない、ワーキングプアと言われるネットカフェ難民問題だとか、嘱託、臨時、短期の雇用で、そういう状況の中で本当に生活が大変であります。こういう状況の中で、やはり減免制度をどうしていくか。安心して医療が受けられるようにするためには、国民健康保険にはただいま一般会計からの繰り入れがありません。社会保険や企業の場合は、当然国の負担もありますし、企業の負担もあります。一般会計から繰り入れを行う、そして安心して高齢者や市民が医療を受けられるようにすべきと思いますが、この件について市長の回答を求めます。

2 項目めは、父母、教職員の切実な要求である30人学級について、教育長に質問をさせていただきます。

毎年福岡県教育委員会に40万人筆の、県民の13人に1人が署名、請願書、陳情書を提出しております。その結果、福岡県教育委員会は国の制度を活用し、研究指定校、弾力的運用等での少人数学級を福岡県下の小学校で一部実施しておりましたが、学級定数は40人となっており、国も制度を見直そうとしていますが、改正されておられません。その一方で、国、県の通達に基づき、市の教育委員会独自で学級編制も実施できるように制度を緩和しています。市の教育委員会も努力はいたしていますが、実態は、市内の小学校の児童数では、30人以下学級は40クラ

スあります。一方、37人から40人クラスは13クラスあります。中学校の生徒数30人以下は9クラス、37人から39人クラスは16クラスあります。特に今後、区画整理に基づく児童・生徒数の増加が見込まれるのは、水城西小学校、学業院中学校です。小学校、中学校も40人近いクラス編制になります。行き届いた教育充実のために対策が求められます。

市長の施政方針では、学校支援人材バンクも提起されているので、教育委員会としてどのように教育の充実、学級編制方針を検討しているのか報告いただきたい。

その基礎となる平成20年度教育施策要綱の教育基本目標には、生きる力、確かな学力などの教育施策の体系図が議会に明らかにされておりますので、小学校、中学校において40人クラスをなくす責任があるのではないのでしょうか。

また、問題点としては、平成20年3月31日に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部が改正いたしました。ところが、この内容は校長、副校長を補佐する主幹教諭職員を置くことができることでの教職員定数の改定ですが、クラスを担当させることができるのか。既に実施されておる学校においては、主幹という職責上、教職員管理を強める内容が含まれており、忙し過ぎてなり手がいない実態が明らかになっております。また、学習内容や授業時間が約30年ぶりに増加に転じ、小学校、中学校の新学習指導要領に対するために、教職員の増員が必要になることが明らかになりました。教育委員会としては、法律の改正に基づく教員位置することに対して、現況はどのような教員配置が必要なのか伺いたいと思います。

教育委員会の業務としては、学校教育だけでなく、様々な主要な施策の実施責任がありますが、行き届いた教育の充実のために、学級編制実施については、全校において実施できるようにしていただきたいとの父母の強い要求がありますので、今後の学級編制方針を明らかにしていただきたいと思います。

なお、2項目については関連する内容もありますので、答弁をいただき、自席にて質問させていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、後期高齢者医療制度へのご質問についてご回答申し上げます。

この制度は、これからの超高齢化社会に備えまして、増加する老人医療費について、高齢世代と現役世代の負担を明確にしながら、公平な仕組みによりまして、高齢者医療制度を将来的に維持するために設立をされたと理解をしております。

しかし、4月開始以来、保険料のあり方でありまして、あるいは年金天引きの方法等に多くの批判が寄せられているのも、また事実でございます。

そのような状況を踏まえ、国のほうでも低所得、中間所得層を対象に、保険料軽減の拡充でありますとか、あるいは年金天引きにつきましても見直しをされているところでございます。

本市といたしましても、見直しに沿って対応し、理解していただけるように周知を図ってまいりたいと思っております。

次に、国民健康保険税についてでございます。

医療分は平成10年度以来据え置いておりましたけれども、医療費の増嵩と税収の伸び悩みによりまして、赤字運営が続いておりましたため、繰越金でありますとか、あるいは基金をほとんど取り崩しをいたしまして、平成18年度からは実質的に赤字決算となった次第でございます。

制度を維持していきますためには、税額の見直しはどうしても避けて通れない状況であると認識しております。最後のセーフティーネットでございます国民健康保険制度を守りますために、ご理解とご協力をお願いを申し上げます。

納付回数につきましては、個別の状況に合わせまして、柔軟に対応させていただきたいと思っております。

また、世帯主が滞納している場合の乳幼児医療の対象となるお子様の保険証につきましても、納税相談を通じまして、受診を妨げることがない方向で判断をしていきたいというように思っております。

次に、6月4日に私も出席をいたしております全国市長会におけますところの4項目の決議内容でございます。1項目めでございますけれども、この制度、本来の趣旨が理解されるよう、これは後期高齢者の決議の部分でございます。趣旨が理解されるように周知徹底と制度の定着に努めること。2項目めでございますけれども、保険料のさらなる軽減につきましては、適正水準を検証した上で実施をし、新たな公費負担は全額国の負担で補てんをすること。それから、3項目めでございますが、今後新たな見直しを行う場合は、地方の実情を踏まえ、国民の理解と信頼が得られるよう必要な準備期間を設けるとともに、それに伴う経費は国の責任において万全の措置を講じること。4項目め、社会保険等から被保険者の移行が円滑にできるよう、広域連合と被用者保険との連携強化に必要な措置を講ずること。以上でございます。

本市といたしましても、後期高齢者医療制度が理解の得られる制度となるように努力してまいりたいと、このように思っております。

次に、2点目の国民健康保険税の軽減につきましては、低所得者につきましても均等割、平等割部分の軽減制度が設けられておまして、保険者独自で減免を拡大をしますことは、国保財政の現状から、非常に私は困難であるというように思っております。

今後ともきめ細かい納税相談で個別に対応してまいりたいと、このように考えております。

次に、一般会計からの繰り入れについてでございますが、国保特別会計は独立採算が原則でございます。その中で、法定繰り入れは本市も確実に実施をしておるところでございます。

今後も特定健診・保健指導の充実によりまして医療費の適正化と収納率の向上、あるいは補助金の活用等財源確保に努めながら、できる限り税負担を抑えるように最大限の努力をしようというふうに思っております。

暮らしの安心を支える国民健康保険の運営の安定のために、被保険者の皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 長寿クラブからご協力いただいたアンケートの結果、さまざまなご意見等がありました。あえてここでは言いませんが、本当に年金暮らしの中で、この数年、年金は上がっておりません。もう年金が2回も天引きをされて、最終的には10月に確定して、新たに年金以外の所得のある人についても課税をしていくわけですが、この部分について、太宰府市内のお年寄りの意見もありますので、まずこれはやはり市長として受けとめていただいて、太宰府の市民を代表して広域連合のほうにですね、やはり意見を述べていただくと。

私は広域連合議会の議事録を見ましたが、質問をしたり討論をしているのは、我が党の北九州の議員一人だけでありまして、一切何もなしで通っております。そういう状況の中で、国民健康保険で行われたものが後期高齢者では実施されないものがたくさん出てきます。こういう問題についてやはり、今では国民健康保険の中で老人医療として、老人福祉法の中で、世の中を築いていただいた今日のお年寄りを大事にしなければならないという老人福祉法があるわけですが、これが全く無視をされております。今後、市長として広域連合の中で言っていただきたいんですが、市は今後、今まで国民健康保険の中で葬祭費用が出ておりましたが、お年寄りが亡くなっても葬祭費用が出ないような状況、それからやはり、きゅうについても、広域連合の中でも論議されておりますが、これは市独自でやる以外にないわけですが、こういう問題については、今まで国民健康保険でやられていた人間ドックの問題、それから葬祭費の問題、それからやはり、きゅうは市は独自であるのかということ、できればもう明確にお答えをいただきたいんですが、第1点目は。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） お尋ねの葬祭費につきましては、後期高齢者医療制度からは3万円の制度でございます。

一方、やはり、きゅうにつきましては、市独自の制度として引き続き行ってまいります。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そうすると、最終的には、太宰府の高齢者の中で年金がもらえない方もありますが、そういう直接の関係があつてですね、今納税相談と言いますけど、さっき言いましたように、ほんのわずかな年収でもこんな大きな金額になり、市民税の均等割もありますし、こういう軽減を受けられる人と受けられない人の関係で見ますとですね、所得の低い人ほど30%近く保険料が上がっているんですよ。こういう人たちにやはりどれだけ負担を軽くしてやるかというのは、やっぱり納期を変えることも必要じゃないかと思うんですね。昨日、私に健康保険証の受取通知が来ました。ちょうど私昨日不在をしておりましたが、健康保険証が配達記録で出されておりますが、担当課でお聞きしますが、こういうあなたには健康保険証をお渡ししますよという通知をいただく方とですね、市役所に出てきなさい、そうしないと健康保険証はお渡しできませんよという方は、大体世帯数で1,200件ぐらいあると思うんですが、こ

れは間違い、どのくらいありますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 市役所においでいただく方は約800件でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そうすると、800件の中に乳幼児の方もおられるし、それから前期と言われる65歳から74歳の方もおられるんですが、当然介護保険も、そういうものもありますが、3人世帯としても2,400人近くの方が、はっきり言って、健康保険証が納税相談がない限りにはもらえないという実態があるわけですね。太宰府市は、あなた方のご配慮で、ある一定県下の中で、資格証明書や短期保険証の発行は県下の中では少ないほうです。評価はいたします。ただし、預金の差し押さえだとか生命保険の差し押さえ、家財、土地建物の差し押さえというのは、当然業務としてできますので、あなた方がやっておられることは事実です。ところが、こういう800世帯というのは、世帯数にすれば、やはり国民健康保険の中ではですね、大きな一つ一つの内容があると思うんですよ。だから、そこは具体的に納税相談に来たときには、もう滞納額はいっぱいになっているんですよ。はっきり言って、今元金よりも延滞金のほうが多くなる場合がある。税金の滞納というのは、国民健康保険税であれ市民税であれ固定資産税であれ、滞納というのは物すごく高い金額、13.何%ですか、今、滞納の延滞金は。そうすると、元金に元金、どんどん次から次にやっていけばね、その中で納税相談に応じても、なかなか健康保険証もらえない。だから、条例上に、やはり公私の扶助を受けているとか、もう生活保護と同じような所得という場合については、そこは特別にやっぱり条例を見直すとか、もう初めから健康保険の納付税額については1年を通して納付できますよと、ぜひ事前に納付の相談ができるような対応をすべきじゃないですか。滞納になって納税相談では、やはり資格証明書だとか短期保険証、そして前期・後期の高齢者については、滞納者には保険証が、今は渡っているかもしれませんが。ただし、来年からは健康保険証がもらえない、別建てになりますから。こういう問題の解消を図るために、どうしても事前にですね、いつでも納付ができる体制をとるべきじゃないかと。

そういう状況の中で見ますと、今職員はそれで対応できるのかどうか。もうこれ、こんなに年金から天引きされて、今苦情がいっぱい来ますがね、苦情を受ける、その間仕事ができない、こういう状況になりますが、こういうものをやっぱり市としてもですね、どうするのかということ。この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 今年度でございますが、後期高齢者医療制度等の制度改正等がございましたので、例年よりも多くの問い合わせをいただいております。国保年金課、税務課一丸となって全職員協力しながら、誠心誠意対応をいたしております。ご理解とご協力が得られるように説明をさせていただきたいと思っております。

納期の、現在8期を10期へ変更する等につきましても、柔軟な対応はいたしておりますけれ



ども、今後もさらに納税しやすい条件整備につきましては、積極的に納税相談の中で応じていきたいと、こういうふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長、後期高齢者医療制度の問題はですね、当然今まで太宰府市の国民健康保険の中でしましたが、税率はやっぱり独自性があるんですね、国民健康保険と後期高齢者医療制度が一体化していた。だから、会社の社会保険だとか企業保険だとかという方もありますけど、やはり後期高齢者医療制度というのは、こんな状況になるとは私も思っておりませんでした。やはり県の責任、国の責任を明確にして、今まだ結論が出ておりませんが、小手先だけでは解決できないと思うんですよ。病院にかかっても、1カ月の、早く言えば、健診とか治療は最高6,000円までしかできないと。あちこちの病院にも行けるとは言いますが、本当にですね、検査もこれだけしかできないとか、もういろんな形でですね、この医療の制約、はっきり言って、延命処置を講じると医者に割り増し請求ができるとかですね、この人を早く退院させる、こういう状況で医療を使わせないというのが後期高齢者医療制度の中身ですよ。それを地方自治体がどう補っていくかという地方自治体の責任がある。しかし、もともとは国や県の事業ですから、国の法律で引き離してしまいました。だから、後期高齢者医療制度の問題については、この太宰府に住んでおられるお年寄りのために、市長が、この議会と同じように、後期高齢者医療広域連合の議員ですから、まずそのことをはっきり言っていただく。小手先だけの問題じゃないということで、ぜひ、後期高齢者医療広域連合の議会というのは年に2回か3回しかありませんが、やっぱり市民の声を伝えていただくということが大事じゃないでしょうか。そのこと、まず1点目についてお願いしたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、この後期高齢者医療制度につきましては、いろんな問題を含んでおるといふようなことを申し上げました。私どもといいましょうか、私もそうですけれども、この保険制度そのもの等については、やはり持続、安定的な形で医療保険制度を持続していくためには、やはり保険者の一元化が私は必要だというように思っております。地域によってその医療税、保険料あるいは税額が異なるというようなこと等については、福祉の面から見ますと、あってはならないことではないかというように思っております。しかしながら、現状での医療費そのものが、福岡県下、福岡県の医療費につきましては、全国平均よりも、特に老人医療の分野につきましても高いというようなものがあります。大体全国では80万円程度ですけれども、福岡県でいきますと100万円を超えておるといふような状況、やはりこの辺のところも一つ問題点としてあるというように思っております。

それから、今後の75歳以上の人口が、2006年から2012年のわずか6年間で23.6ポイントも増えております。それから、2055年には総人口の26.5%に達するというふうに言われております。そして、2025年には、医療費が、今が33兆円ほどでございますけれども、これが2025年には、高齢者の保険給付そのものが56兆円を超えると、そのうち半分は後期高齢者の医療だとい

うふうなこととございます。こういったことから、後期高齢者、長寿者の医療制度が必要になってきたというふうなことと理解をいたしております。

私は、医療費を下げるというふうなことも大事なんですけれども、総合行政として、やはり健康な市民を多くしていくというようなことが、私は大事だというように思っています。私も今現場主義をとっております、いろんな団体の活動等に参加をいたしております。例えば卓球大会、レース大会の中におきましても、高齢者の方が、85歳以上の方々が参加していらっしゃる。あるいは、ソフトボールだと高齢者の方々が非常に多い。テニスだって、バドミントンだって、そういった状況等がございます。あるいは、歩こう会の皆さん方は20年間にわたって歩き続けられておると。その方の肉体を見てみますと、本当に筋力が張った、生き生きと、はつらつとされておると。そういった市民総合の中で、生涯スポーツ、ただ単に福祉の分野だけではなくて、教育委員会も市総合行政として、市民の健康管理あるいは増進するような方向での総合行政で打っていくことが私は大事だと。そのことが、私が申し上げておりますまると博物館、まちぐるみ歴史公園、そういった仕掛けをすることによって、多くの市民が外に出ていただく、あるいは太宰府を再発見していただく、それを通して健康につながると。それぞれの趣味を通して、それぞれの体力に応じて、私は実行してもらう、そのことがひいては医療費の削減あるいは個人の楽しみといましようか、生きがいというふうな形につながるというふうに思っております。

医療制度の個々の問題等々については、武藤議員のご指摘のとおり、可能な限り私も広域連合の議員をいたしておりますので、意見を吸い上げ、そして反映できるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長、あなたの施政方針の中でですね、太宰府の高齢者に対してはそういうふうに言われておりますが、元気でスポーツができたり、歩いたりすることができるときにはまだ幸せです。ただ、入院すると、病気になると大変な負担になるということです。わずかな年金で、医療費、こういう状況の中で年金から有無を言わず天引きされる、病院に行くとも医療も制限をされる、こういう状況の中で、やっぱりお年寄りを大事にするというのがこの日本古来の生活様式ですから、まずそういうことを、立場で、後期高齢者医療のですね、私は廃止を求め、今までどおりやっていただきたいという状況ですので、広域連合の中で代表して言っていただきたいと思っております。

それから、その2点目の中でですね、本当に国民健康保険税が高くなりました。こんなに高くなるとは私も思っておりませんでした。最高額65万円だったのが68万円に上がります。新たに後期高齢者支援分として12万円。所得の高い人はいいですよ。ところが、所得の少ない、さっき言いましたように、300万円ぐらいの年収で45万円も払って、市民税を払ってですよ、当然固定資産税もあればですね、毎月はっきり言って8万円近くの税金を役所に持ってこなきゃいかん。そうすると、どうして生活するか。現役世代はよかったですよ。年をとると仕

事ありませんから、仕事はないわ、年金はこの5年間ストップしている、そういう状況もありますし、また現役世代も、こんな不況の中でまともな仕事につけないという状況。そんな中で、中小企業が次から次に倒産して、廃業をしています。市内でもシャッターがどんどんおきている、廃業している、こういう状況もあります。

本当にこの負担を軽くするために、市長が言いましたように、この一般会計の繰り入れは十五、六年前まではやっておりました。ところが、基金もなくなって、先ほど市長が言いましたように、法定繰り入れというのは法律上入れなさいという金額です、ですね。ところが、法定外繰り入れは、現在福岡県の64の自治体のうち14自治体が、法定外の繰り入れ、国民健康保険の、太宰府市はあらゆる会計があります、一般会計もありますし、水道事業・下水道事業会計もありますが、国民健康保険事業だけが赤字です。今のところそんな大きな金額の、一般会計から積立金を、基金を取り崩したために赤字幅はそんなに多くはありませんが、やはり以前は国民健康保険事業に法定外繰り入れを行って、それなりにこの国民健康保険税を引き上げないで済むようにしておりましたが、この法定外の繰り入れがもう十五、六年あってないと思います。

そして、応能、応益という形で、本来はこの応能を多くして応益を少なくしなきゃいけない。所得のある人はたくさん払っていただいて、所得の少ない人には負担を軽くするというのが保険制度だったんですが、国が所得の少ない人も同じようにしなさいということで、50・50にしてきました。そのために、所得の少ない人ほど大変な負担になると。1,000万円の収入があって、ゆとりのある人は、最高額は68万円がいいですよ。300万円の人は、はっきり言って、1,000万円の所得の3分の1で45万円の国民健康保険税だよと、ですね。本当に矛盾しますよ。だから、一般会計の法定の繰り入れはあるかもしれませんが、負担を軽くするために法定外繰り入れも検討する必要があるんじゃないでしょうか。この辺いかがですか。

**○議長（不老光幸議員）** 副市長。

**○副市長（平島鉄信）** 先ほど市長から答弁がありましたように、この国民健康保険税というのは、保険制度というのは独立採算制というのが太宰府市の基本でございます。法定の繰入金というのも、やはり低所得者が多いからこそ、皆さんの税金から、一般会計から特別会計に繰り入れろということの法制度で定められた部分でございます。それを上乘せしてやる方法もございますけども、やはり保険でございますので、お医者にかかる人が、所得が多い人が余計にかかるかということそうじゃなくて、やはり皆さん病気になるのは一緒でございますので、そういう形から、やはり一人一人の税金というものは、平等割というんですかね、そういうものが多くなる制度でございます。生命保険ですと、我々がかかっている生命保険ですと、皆さん税率は、保険料は同じでございます。それが、国民健康保険税は少し福祉の部分があるということで、所得の多い人にはそれなりの税率が高いように、所得の低い人に対しては税率が低くなるように、さらに所得がかなり低い人に対しては、軽減税率と申しまして、6割軽減、4割軽減という形でいたしておまして、その今の制度がぎりぎりの制度ではないかなというふうに考

えております。

先ほど市長が言いましたように、西日本地域は非常に医療費が高いというふうに言われておられて、これはやはり日ごろの健康管理そのものについて施策としてやっていかなければいけないのではないかなど。特に今回からは、特定健診といいまして、国民健康保険者については、市長の責任で市民の健康を守るべきだというふうな制度に切りかわっておりますので、そういうことも含めて、今後総合的な行政運営をやっていきたいと、そういうふうと考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、法律だから、枠内だとか、その法律の枠の部分だけやっつけばいいという問題じゃないと思うんですよ。やっぱりそれなりにね、太宰府の市民の国民健康保険加入者、はっきり言って、若い人ほど病気にかからないからといって滞納になる可能性も強いんですよ。自分が使っておれば払わなきゃいけないというのはありますが、20代、30代の人たちは病院に行くこともめったにありませんし、何でこんなに高い保険税かと、おれは病気にならんから払わないということにもなる可能性もあります。ただし、固定資産がある場合は、何年でも差し押さえされたままで延滞金だけがどんどん増えていくようなことにならないようにしなきゃいけない。

それと同時に、負担を軽くしてやる、さっきも言いましたように、4億円も国民健康保険の滞納がある。やっぱりそういう滞納をなくすように努力をするのが基本ですよ。どんどん滞納が増えていけば保険税上げなきゃいけない、こういう状況ですから、やはりどうやっていくかというのは行政としても真剣に考えなきゃなりませんし、議会も論議もしなきゃいけないと。

それと同時にですね、やはり少子・高齢化の問題で、市長も妊婦健診について5回を行うという形で、県下と足並みをそろえるようですが、乳幼児医療費は無料化を県知事が約束をして、就学前までやろうとしています。入院についてもそういう状況ですが、そういう状況の中で、先ほど回答がありました、滞納世帯についても、納税相談じゃなくて、少子・高齢化の中で、本当に滞納しとつても、その分だけ切り離しても健康保険証は渡すべきじゃないですか。800世帯の中にも乳幼児の方もおられると思うんですが、所得は少なくとも、7割、5割、2割減免に該当しないほんのわずかな部分、そこに大きな負担があると思うんですが。これは納税相談の上しか渡さないという部分もあると思いますが、これは渡すと、そして指導するという方向に切りかえることができるかどうか、市長か担当部長、どちらか答えてくれませんか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 乳幼児医療証でございますけれども、小さなお子さんが病気になったときはですね、まず慌てて病院にかかるわけですけども、そんなときに保険証がないというのは非常に残酷な話であろうと思います。それで、そういう受診の妨げにならない方向です

ね、最初から保険証を渡すということは他の納税者との公平性の観点からあれですが、納税相談をさせていただいて、保険証を妨げのないように交付をしていきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、この問題もあと時間14分しかありませんが、やはり納付回数をどうするのか、それからやはり滞納対策をどうするのか。それから、当然障害者が強制的に後期高齢者医療制度に入れられる、今まで無料であったものがやはり負担が出てくる、はっきり言って、前期であろうと、後期であろうと、年金も天引きされる。様々な形で、国の悪い政治がそのまま直接地方自治体に押しつけられてですね、私どもこういう論議をしなきゃいけないという状況ですが、今後、もう本当に問題点がいっぱい出てきますので、今後も行政側もですね、市民の立場に立った保険行政をやっていただきたい、こういうことをまず1点目に要求して、終わります。

2点目の回答を午前中だけ受けておきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 30人学級実現についての質問でございますが、現在の学級の定員は、法律によりまして、小・中学校1学級40人と定められております。本市といたしましては、これを基準に学級編制を行っておるところでございます。

しかしながら、ご指摘のように緩和も可能となりましたので、各学校と十分協議の上、教育委員会で判断いたしまして、指導方法工夫改善教員による少人数学級研究指定とか、各学校の教員定数の範囲内で学級編制の弾力的運用を行い、一部の学校で少人数の学級編制を実施しているところでございます。

本市独自の学級編制につきましては、県教育委員会との事前協議や同意が必要になってきますけれども、県からの教員が配置されない状況の中では本市独自の教員の採用となりますが、このことにつきましては、教育委員会の体制、例えば採用の方法とか採用後の研修、また施設の検討等、それとともに財政上の問題等を解決しなければならないことがありますので、少人数学級編制の実施は非常に厳しい状況だととらえております。

本市におきましては、学校支援員や学校支援補助員等を活用することにより、少人数指導による充実を図っていきたいと考えているところでございます。少人数学級の早期実現につきましては、福岡県市町村教育委員会連絡協議会や全国都市教育長協議会などを通しまして、県や文部科学省、国会に要望書を提出や陳情を行っているところで、今後とも継続して行ってまいりたいと考えております。

なお、学校教育法の改正によりまして、本年度より主幹教諭を置くことができるようになっておりますが、主幹教諭は県教育委員会が配置するようになっておりますので、本市に配置があれば、主幹としての職責を果たしていただくようになると考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 教育長から、40人の基準があるけど、変えること、独自採用することもできるけど、財政的に大変厳しいということと、支援員という形で、先ほど答弁があつておりましたが、直接やはり授業に携わるといことはなかなか今の状況ではできないと。主幹教諭については、県がどういうふうに対応するかということですが。

文科省が出しました資料を見ますと、学校の教諭の職業というのは大変だというふうに思いました。見てみますとですね、児童・生徒の授業、これに大体6時間21分、それから生徒指導にかかわる、間接的に3時間、それから学校運営には1時間49分、外部対応が19分。で、教諭の休憩時間ですが、1日学校で10分ですよ。残業が何と90時間を超えるというの。だから、自分の家庭を犠牲にしているという現状があります。はっきり言って、自分の子供の保育所の送り迎えもできない、授業参観もできない、こういう状況の中で、教諭の仕事というのは大変な業務です。それと同時に、これだけの対応をしていく中で、休憩もとれない、様々な児童・生徒の問題を抱え、対応していくという中で、本当に40人か35人か30人かでは、本当に教諭のこの負担の割合、教育の充実が求められるわけですね。だから、私は、小学校で5人配置すれば全校が35人の体制、22人もありますけれども、小学校は5人の部分を、できれば退職者を、教室に担任を持たせる、副任としてでも配置できるような方法を考えていただけないかというのが1点です。

で、中学校についても40人学級ですが、中学校は科目別教諭が必要です。そう簡単にはいかないと思います。ただし、やはり40人学級というのは多くの方が望んでるわけですから。今度も教育基本法が変わって教育時間も長くなりました。より一層教諭の負担が強まるわけですけど、本当に、先ほどもありましたように、大学生が来てもらって校外活動とかそういう部分じゃなくて、やはり担任、副任として、授業を子供たちに行き届いたような方針をやっぱり教育委員会としても真剣に論議すべきじゃないかと。財政力のない教育委員会ですけど、そこはびしっとした教育委員会として結論を出して、市長部局にやるということが必要だと。

市長のですね、市政政策の第3に、学校教育環境について、教育基本法や教育三法の改正がなされ、特に地方教育行政の体制の整備充実、学校教育の充実にも努めるという市長の方針がありますから、だからそれに基づいて、行き届いた教育というのは、やはり子供たち、特に私、もう時間ありませんけど、不登校対策をどうするのかと。今全国で不登校の子供がどんどん多くなっている。教育長も教壇に立ったことがあると思うんですが、本当に夏休みあけて子供が元気に来てくれるだろうか、春休みはどうだろうか、入学したが、小学校から中学校に入っ

でずっと学校に来てくれるだろうか。今もう不登校対策についてはですね、こんな時間では教諭は対応できないんですよ、現実には。文科省が出したこの資料を見て私もびっくりしましたが、そういう状況をですね、やっぱりどのように教育委員会や行政が太宰府市の児童・生徒を充実した制度にするかは大いに検討すべきじゃないかと思うんですが、その辺をですね、教育委員会としても、教育長、教育委員長、この太宰府市は稲積先生という大変すばらしい教育委員長がおられますので、そこいらをですね、検討していただけたらと思います、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 30人といわなくてもですね、少ない、より減った人数で行き届いた教育をするということは、保護者に限らずみんなの願いだろうというふうに私自身もとらえております。

そういう中でございますけれど、特に学級というものを考えたときにですね、学級は、その学校の組織の中では一番基盤になる、そういうまとまりでもありますし、子供にとっては学習の場であり、生活の場でもあると思っております。そこがですね、先ほどのように、講師とか非常勤というような形でしか支えられないというのは、やっぱり学校が余り、何かリスクといいますか、危機とかがあったときには非常に対応に困る、そういうことになりはしないかということに危惧しているところでございます。それだけに、やはり国とか県とかというところできちっと対応して、正式な教員の配置を強く願っているところでございます。

そういう中でも、先ほど申しましたように、今まで授業協力員というような形で現在も数多く来ていただいておりますし、また特別支援学級等でも補助員等来てもらったりしておりますが、できるだけ授業への手助けというようにところに手が届くような方法で、今度学生ボランティアを中心とした支援の方に入っていただきたいと考えているところでございます。

一方ですね、やっぱり教育というものに携わりますと、なかなかそのどこまでしたらいいかというゴールが見えにくいという面で、非常に負担感とか、また仕事の煩雑さが出てくるという面もあると思っておりますが、現在私が一番危惧しているものの一つに、やはり教員とか学校への不信とか、それからバッシングといいまじょうか、そういうものがあって、先生方が本当に教育を行って、それに充実感を味わっているかどうか、また保護者にとっては、本当に信頼できる、または尊敬できる先生と学校であるかどうか、こういうところがもう一つあるんじゃないかと思っております。非常に精神的な作用であるだけに、そういう気持ちでですね、やっぱりやったという気持ちがあると、少々の疲れも吹っ飛ばすようなところもあるような気がいたします。それだけに、先生方の指導力とか子供たちの学習習慣とか生活規律の育成とかを、保護者とともに、また先日から行っておりました学校評価等を通して、学校と保護者等の、地域等の連携を深めながら、お互い理解し合いながら学校が運営されるように、そういうことを考えながら進めているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今の制度です、研究指定校だとかという形になれば、先生の仕事はまた増えるわけですよ。だから、研究指定校になったばかりにまた勤務時間も多くなる、こういう状況ですが、やはり県下の中で、いろんな形で、市独自でこういう雇用をしてですね、やっている自治体もたくさんあります、県下の中で。教育長も新聞報道なんかをなされておりましたから見ていると思うんですが、太宰府市でも、本当に小学校で、7校のうちに本当に児童数の少ない学校、一方ではもう40人の学校がある。もうこの問題は何回も質問してますが、やはり子供たちに、今本当に私たちが受けた教育とは違った環境です。内容的にも本当に変わってきました。で、また少子化対策で、兄弟がいない、母親がどういうふうに子育てしていいかわからない、そんないろんな悩みもあってですね、教諭の仕事は大変ですから、その辺行き届くような対応をとるためには、やっぱり少人数学級が一番必要じゃないかということですし、ぜひ教育委員会としてはですね、市長のほうにも要望して、配置ができるようお願いをして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、14番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 通告に従い、質問をいたします。

地域づくりと道路行政について。

道路特定財源に端を発し、後期高齢者の医療費など、国においては、財源のあり方、支出のあり方など、いろいろと取りざたされております。

私は、道路特定財源がこのように支出のあり方などがいろいろとされているときに、しっかりと本市の道路状況を見直し、この道路財源を生かし、道路網のあり方を再確認し、整備すべきと思います。

本市のまちづくり、地域づくりは、企業による宅地造成と土地区画整理事業を中心としたまちづくりで発展してきたのではないかと推察されます。したがって、国道、県道、市道との連携がうまくいっていないところも見られます。道路あるところに人家ありと言われておりますように、道路はまちづくりで重要な使命を果たしております。また、地域づくりに至りましては、旧3号線から西部方面にかけまして、組合施行等により土地区画整理事業や市街地整備事業がなされ、地域づくり、まちづくりが推進されまして、一応の都市景観がつくられたものと推察いたします。

以上のような変遷をたどり、地域づくりが行われた結果、果たして本市の安心・安全の住み家はこのままでよいのかとふと考えましたときに、市道拡幅を初め都市計画道路の見直しが必要ではないかと痛感いたします。このことは、道路交通法の改正により自転車が歩道を通行できるようになったことであり、また超高齢社会を迎えたことでもあります。

なぜ都市計画道路が必要かということは、本市には優良企業がほとんどありません。また、



誘致するにしても、幅員が狭く、企業誘致もできません。現在のままでは、超高齢社会となり、5年、10年先の本市の税収は減収の一途をたどり、安心・安全のまちとして、ハード面、ソフト面の事業の推進が果たされなくなるのではないかと危惧する者の一人であります。

このような現象のため、各都市におきましては企業誘致や産業振興がなされております。本市は、幸いにも観光客に恵まれ、これを生かさなければなりません。活気ある地域づくりのため、優良企業誘致や観光産業等の導入の考え方、また提供する用地があるのか伺います。

私は、第四次総合計画を見まして感ずることは、今までの総合計画をそのまま継承して、一歩踏み出た事業が行われていないのではないかと疑問を持ちました。まちづくりにつきましては、各小学校単位でコミュニティづくりを考えたのみで、各校区ごとの夢あるいは発展的な構想が見当たりません。市長は、積極的に各地域を回って意見を聞いてあります。また、副市長は、数値に明るい人と思っております。この両者を先頭に、職員一丸となって、今までの殻を破り、白紙で再度太宰府市全体をチェックする必要があるのではないかと思っております。

私の目から見ますと、急激な人口増により、文化、体育の施設はもとより、小学校、中学校の校舎建設など、大変であったとは思いますが。現段階におきましては、交付金の減少等により財政事情も大変な時期とは十分承知はいたしております。また、ガソリン等の高騰や物価高など、今後の超高齢者社会を迎えたときに、歳入減も考えられます。しかも歩道設置はなく、安心して自転車あるいは電動車いすなどの利用ができません。ハード面におきます都市計画あるいは交通対策につきまして、このままでよいのか疑問を持った次第であります。地域づくりやまちづくりには道路は欠かせません。太宰府市での道路網は現在のままでよいのか、どの部分に力を注がなくてはいけないか伺います。

次に、都市計画道路は、現在まで9路線供用開始をしてあります。この9路線のままでよいのか、今後のまちづくりの根源ともなりますので、交通渋滞緩和、企業誘致のためにも都市計画道路は必要だと思われれます。どのような構想があるのか、あわせて伺います。

道路には国道、県道、市道とありまして、特に市道につきましては、自動車交通量の増加や車両の大型化、また今回改正されました道路交通法によりまして歩道に自転車が入り入れられるようになりました観点から、歩道の拡幅も余儀なくされるのではないかと思います。特に注意したいのは、超高齢化に伴い、買い物や外出に電動車いすがよく使われます。特に太宰府駅、五条駅周辺は、小学校、中学校、大学、観光客など多くの方が利用してあるにもかかわらず、歩道の設置が遅れております。このため、道路整備は、特に学校、駅、公共施設周辺の歩道設置や拡幅整備はぜひとも必要な項目と思料されます。今後の道路整備のあり方について伺います。

次に、福岡空港と新交通システムについて。

現在、福岡空港調査連絡調整会議におきまして、国、福岡県、福岡市において総合的な調査が行われております。現時点では、太宰府市から約1時間の時間で福岡空港までには到達できます。しかしながら、万一将来の航空需要の予測で、三苦・新宮ゾーンや志賀島・奈多ゾーン

に移転されるとすれば、本市から新空港までの交通手段はどのようになるのか。また、時間帯も読めないばかりか、2時間近くの時間帯となるのではないかと危惧するもの一人でもあります。したがって、現時点での福岡空港の移転等に伴う考えを伺います。

私は、本市には九州国立博物館、太宰府天満宮等貴重な施設があり、年間700万人とも800万人とも言われております観光客が訪れてあります。特に国立博物館は、今後の催し物としてアジア地域の博物館としての要素が強くなっていくものと思料いたします。したがって、観光客も福岡空港利用者がますます増加するものと期待しております。

交通渋滞に巻き込まれることなく、また正確な時間帯が読める御笠川の堤防を利用したフリーゲージトレインの新交通システムの促進を願うものであります。私は、用地買収費が要らない、物件移転補償費も要らない御笠川沿いに新交通システムを建設し、福岡市の地下鉄と連絡することにより、市民はもとより国内国外の観光客等に大変喜ばれ、交通渋滞の解消、時間の短縮、また駅舎を中心とした各地域での活性化につながるものと確信いたします。したがって、福岡空港までの新交通システムの実現に向けての市長の見解を伺います。

再質問は自席にて伺います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 1点目の地域づくりと道路行政についてご回答を申し上げます。

まず、企業誘致の考え方についてでございますけれども、私は、本市に合った企業誘致を進めるべきだというふうに考えております。基本的には、九州国立博物館を基軸といたしまして、歴史、文化を生かした新たな観光産業でありますとか、あるいは滞在型観光を目指した宿泊施設の誘致、さらには九州北部学術研究都市整備構想におきまして太宰府市はアジア文明交流拠点都市として位置づけられておりますことから、学術研究機関等も視野に入れまして、関連企業の誘致を図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

また、本市の状況でありますとか、あるいは立地の面からも、例えば中小企業や観光産業関連企業あるいは、本市には毎年700万人を超える観光客がおいでになっておりますことから、滞在型観光には必要と考えます宿泊施設も本市にとってはふさわしい企業誘致の一つではないかなというふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、こうした施策を推進しますには、立地の条件となります道路の問題あるいは環境整備が必要になってまいります。そのことから、国や関係機関の各種交付金でありますとか、あるいは補助金を活用しながら展開をしていきたいと、このように思っております。

なお、用地につきましては、市内には工業団地としての提供できる用地はございませんけれども、企業立地に関する相談があれば、市内の商業地域あるいは準工業地域、近隣商業地域等について積極的に情報を提供していきたいと、このように考えております。

次に、2点目の道路行政についての道路網と、3点目の都市計画道路計画と推進及び4点目の今後の道路整備のあり方につきましては、あわせてご回答申し上げます。

道路につきましては、幹線道路から生活道路までを、将来の都市計画でありますとか、あるいは土地利用計画と連携をさせながら、町の形をつくるという意識のもとに道路ネットワークを構成し、そしてバリアフリー化を基本といたしました安全性を最重点に、通過あるいは生活、観光交通を対象といたしまして、自動車あるいは自転車、歩行者の交通手段等、それぞれの交通の流れを考慮いたしまして、体系的に整備しなければならないと、このように考えております。

このようなことから、平成19年度からでございますけれども、国の認可を受けまして、5カ年計画で、事業ベースで13億円でございます、地域再生事業の認可を受けております。このことを基本といたしまして、地域の特性を考慮した、人に優しい、町に優しい、あるいは環境に優しい、そういった観点でもって道路整備を行ってまいりたいと、このように思っております。ご指摘の歩道の整備等々についても当然この中に含まれておりまして、私も積極的にこのことについては整備をしていく必要があると、何よりも優先しなければならない一つではないかなというふうに思っております。

詳細につきましては担当部長より説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 先ほど市長が回答申されましたように、市道は非常に重要であるという認識は私どもも持っております。現在、太宰府市におけます市道の現状は、自動車交通量の増加と車両の大型化に対しまして、既設道路の幅員が狭く、市民の安全確保に向けた道路拡幅、歩道設置などとあわせて、市民の生活形態に対応した道路整備を平成19年度より始めました地域再生事業をメインとして図っていらっしゃるところでございます。

先ほど質問にありました都市計画道路の関係になりますが、現在福岡県におきまして、県内の都市計画道路について、福岡県都市計画道路検証方針に基づいて、社会情勢の変化、都市政策の転換、将来都市像の変化等により、今後とも都市計画道路として継続すべきかどうかを判断するため、路線の必要性等の検証作業が進められております。まちづくりの根幹となる都市計画道路につきましては、太宰府市においての部分ですが、14路線計画道路がございました。このうち9路線が完了しておりまして、残りの5路線につきましては、先ほど申し上げました検証方針に基づいて、県と協議を進めていくことといたしておりますし、また近隣市、大野城市、筑紫野市が直接的には関連してきておりますが、そちらとも調整をし、この5路線について検討を進めているところでございます。

なお、先ほど申しました完了しております路線の9路線でございますが、これにつきましては、それぞれの路線の事業主体別に申しますと、国が主体として整備しましたのが2路線、国道3号線、それから南バイパスになります。それから、県と市があわせまして整備しましたものが2路線、市で整備いたしましたのが4路線、これはいずれも区画整理事業に伴います関係の整備路線になりますが、4路線整備をいたしたところです。また、これとは別に、福岡北九州高速道路公社が1路線整備を行っております。そういうふうな状況で、9路線が完了をいた

しておるところでございます。

今後の道路整備におけます幹線道路につきましては、市内交通量の分散、緩和及び観光客の多い時期における交通渋滞の解消のため、県道筑紫野古賀線バイパスの4車線化の早期完成を図ってまいるということで県とも進めておるところでございます。

また、道路新設や改良に際しましては、地域の特性や社会的弱者、先ほど申されました歩道の整備、こういったものにつきまして配慮したバリアフリー化を基本といたしました道路づくりに努めることが必要であるというふうに考えておるところです。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今市長、部長から説明を受けまして、本当、市の財政を考えたときに、こういうハード面を出すのはどうかと私自身思うくらい、財政問題も含めて、しかしながら今回道路特定財源というものが特にクローズアップされまして、本市の道路状況を見たときに、やはりもう一度見直して、本当に市民に安心・安全のまちづくりになっているのかということ、現在市長は各行政区回ってありますし、それから副市長は幸い計数に明るいところで、この両者を先頭にさせていただいて、もう一度太宰府市というものを見直す時期ではないだろうかということに私思いましたので、この皆さんの、職員が一丸となってこの問題に取り組んでいただければ住みよいまちづくりになるものと私は確信しております。

したがって、健全財政というものを踏まえまして、私は、今市長も地域再生事業として13億円いただいておりますというようなものも含めまして、前向きに進んであるということで、私も大変心強く思っております。

しかしながら、次の点にはちょっと気をつけていただいて、優先的にお願いしたいということとどめたいと思います。

1つは、企業の問題ですけど、私は、観光客が七、八百万人来てあるので、やはり宿泊施設がもう一つぐらい欲しいということで、私ずっと眺めますと、旧3号線から西のほうは大体住宅ということで張りついているんじゃないだろうか。しかしながら、こちらの3号線から東のほうを見ましたときに、北谷、内山、そういう両方の土地が考えられるわけですけども、特に博物館に近い内山地区は、眺望もいいし、それからまだ余り手が入っておりませんので、今のうちに都市計画決定されて、大きな道路つくっていただいて、あそこに誘致されるような方法がとれないかというふうに思っております。

それから、今回のような地震がありまして、東西の道路は大体何本かは通っておりますけど、南北、横の線の道路がなかなか少ないというようなこともちょっと考えられます。そういう地震のことも考えまして、もう一度そういう横の線を検討していただきたいと思います。

それから、歩道設置を今回強く申し上げたのは、やはり学生さんあるいは観光客の方が安心していただく、特に太宰府駅を見ましたときに、今回ホテルグランティアが、今度かなり大きく、9階建てになりますので宿泊客も多いと思いますし、今四王寺に登山というか、散歩され

るような人もおられるわけですね。そういうことを考えますと、あそこに歩道がありませんので、せめてグラントピアぐらいまでの歩道設置ができないかということですね。

それから2つ目は、五条交差点、あれからずっと五条駅あるいは太宰府中学校、あそこに歩道はほとんどありませんので、やはりそういうところに目を配っていただいて、そういうところを優先的にしていただきたいと、これは要望にとどめておきます。

以上、私の気づいた点を申し上げましたけれども、この13億円を使うほかに、道路特定財源も使われるように努力していただいて、太宰府市の道路行政をもう少し充実していただきたいと、そういうふう要望しまして、この1点目は終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 次に、福岡空港と新交通システムについて、まず1点目でございますけれども、福岡空港の将来の混雑問題などに対応するために、国、県、福岡市で、今の空港でどのぐらい対応できるか、将来どのような対応策が必要になるかなど幅広く調査し、平成17年度から、4つのステップを踏みながら、積極的な情報提供、意見収集を行っております。

今年度は、ステップ4といたしまして、現空港におけますところの滑走路増設、新空港建設といった将来の対応案につきまして検討をされ、長所、短所を整理された上で比較調査をされ、その評価結果が示される予定になっておるようでございます。需給緩和、利用者利便性、環境でありますとか安全性、まちづくりや地域振興、事業効果性など様々な視点からの評価が示されると思いますので、その評価結果を待ちたいと考えております。

それから次に、2点目の御笠川に新交通システムを、についてでございますけれども、ご提案の新交通システム、フリーゲージトレインでございますけれども、この河川を利用したこの考え方について若干述べさせていただきます。

河川空間は貴重な自然景観でございます。河川敷あるいは堤防等の利用につきましては、河川法等の規制によりまして問題性がございます。しかしながら、このこと等については、また複数の団体にまたがりますことから、意見の統一に向けた調整あるいは建設コスト、運行実施機関等々、その実施につきましては克服しなければならない問題が多かろうというふうに思っております。しかしながら、仮に大量輸送機関等の建設が可能となり、その実現を見ることができれば、交通渋滞緩和だけではなくて、大きな解決策となる可能性もあると思います。

私も、安部議員と同じように、総務部長をしておりましたときから、あるいは今の九州国立博物館の建築時におけますところのいろんな条件整備をまとめますその延長上において、やはり太宰府市を訪れる方々が時間が読めるような、空港から太宰府天満宮あるいは国博までの時間帯、往復が、やはり時間の読める部分が必要だと。そういったことから、今の交通システム状況、本市の状況を見てみますと、そういった状況にはなっていないというふうな状況がございます。九州国立博物館も、本市の歴史と文化の観光であります現状も、子々孫々、また後世に続くわけでございます。これを解消するという事は、やはりそういった大きな夢を持

って、志を持って、どうしたら実現するのかというふうなことを一生懸命考えるならば、やがてそういった時期等々についても私は来るというふうに思っております。私も、そういった夢を持ちながら、まちづくりを一生懸命やっていきたいというふうに思っております。今後の、やはり観光客の皆さん方が太宰府市に来てよかったと、交通渋滞によって帰るというふうな声も聞いておりますので、そういったことがないような形で努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 市長の決意を聞きまして、私も少しは安心をいたしております。というのが、これはできるまで頑張らんといかんという問題があるわけです。

昨年3月に仙台空港アクセス線ができておるわけですね。それから、昨日は東京地下鉄副都心線が開通されておりますね。結局あれだけの、40mぐらい掘った地下鉄ができるぐらいですから、私は福岡市を初め大野城、太宰府、これが一番御笠川に接しておるわけですけど、これに春日市を含めて、近郊都市の関係団体あるいは財界を引き込んで、国、県にこの必要性を説きながら、何回も何回も陳情すると。そして、やはり国家予算をもってこの問題にとりかかっていただきたい。

幸い国立博物館がありますから、ここにやはりアジアの皆さんが、福岡の九州国立博物館はもう時間がわからんと、行けないよというんじゃなくて、あそこまで20分で行けるんだというような太鼓判を押されるような交通システムにするためにも、私は国、県に働きかけてこの問題に取り組んでいただきたいと思っております。したがって、これの陳情だとかそういうものについて、市民と一体となって頑張ってもらいたいと思いますので、今後ともこの福岡空港に対するアクセス、新交通システムの実現に向けて頑張ってくださいと思います。

これをもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、3番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔3番 長谷川公成議員 登壇〕

○3番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました高雄台団地道路拡張の件について質問をさせていただきます。

現在、高雄台団地におきまして新しい団地ができようとしています。その新しい団地と現在ある団地をつなぐ道路が開通予定で、高雄台公民館横の道路が拡張されようとしています。現在、高雄台公民館には軽自動車1台とめれるようなスペースしかなく、駐車場と呼べる場所はありません。今度の工事でこのスペースもなくなろうとしています。

高雄台区は、高齢化率が30%弱となっており、坂も多いため、公民館利用者は車で行くことが当たり前になってくるでしょう。車で来て駐車場がなければ、狭い道に路上駐車を行い、緊急車両等の通行の妨げとなり、最悪の場合は生死にかかわる事態が起り得るかもしれません。今後、高雄台公民館は駐車場なしの公民館として利用してもらおうのか、それとも別の場所

に駐車場を確保して利用してもらうのか、今後の対応を伺います。

次に、道路が拡張される前に、市民の方々から話を伺う機会がありました。皆さん口をそろえて言われるのが、道路が広くなると、横断歩道や速度制限の標識がないため、平気で道路の真ん中を横断する小・中学生や猛スピードで飛ばす車など、今よりもさらに交通量が増え、危険だという多くの不安視される意見がありました。これに伴い、区の中で道路拡張に賛成か反対かの投票が行われ、わずか14票差で賛成になったそうです。賛成者の中には、団地の将来性を見込んで、広くしてもらえるのなら、今後はいつになるかわからないので今してもらったほうがいいのかという意見や、高雄六丁目に行きやすくなるので子供たちの登下校がしやすくなるという意見もあったようです。実際、2年くらい前に、高雄六丁目の女子児童が不審者に後をつけられるようなことがあったりもしています。道路が拡張されればこういったことはなくなるかもしれませんが、やはり交通量は確実に増えるでしょう。そこで、市民の皆さんが安全に安心して生活できる団地内にさせていただくように、速度制限などの標識や横断歩道の設置が早急に必要だと思いますが、今後の考えを伺います。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 高雄台団地道路拡張についてご質問でございます。

1点目の区内の道路拡幅工事に伴い、公民館の駐車場確保についてでございますけれども、隣接する土地が開発許可を受けて、そして開発区域内の道路が既存の道路に接続することになりました。車両での交通量等の増加が見込まれますことから、今回幅員6mに拡張するものでございます。

ご質問の駐車場の確保についてでございますけれども、詳細につきましては後ほど担当部長のほうから回答、説明をさせます。

2点目の道路拡張に伴います交通安全対策についてご回答申し上げます。

新しい団地の造成に伴います高雄台公民館横の道路の拡幅によりまして、高雄台団地内を通過する車両が増加し、危険になるのではないかとのご懸念と思われまします。このようなことから、拡幅工事の完了後のこととありますとか、あるいは人の流れを見定めまして、規制標識でありますとか、あるいは横断歩道等の設置を、地元関係者並びに筑紫野警察署と協議を行いまして、公安委員会への要望をしてみたいというふうに思っております。

詳細につきましては後ほど担当部長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 1点目の駐車場の確保についてでございますけれども、先般、地元の区長さんと協議を重ねました結果、既存の駐車場、これは軽自動車ですけれども、2台分の確保をするために、公民館用地に隣接しております公園用地ののり面を整備いたしました。このことにより、倉庫を公園側に移動することによりまして、この公民館用地内に4台分が見込まれま

す。また、あわせまして、開発業者との協議の結果、公民館に隣接をいたしております開発区域内の一部、約93㎡ありますけども、これを市に寄附をしていただくということになりましたので、地元としては駐車場として活用したいということでございます。したがって、今回の道路工事の拡幅によりまして、車両約9台分の駐車場が確保されるということになります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 続きまして、団地内の標識、横断歩道が必要になってくると思うが、今後の考え方をということにつきましてでございますが、道路管理者としましては、市民の安全・安心なまちづくりの観点からも、歩道の設置、道路の有効幅員を広くしたり、歩行者などが安全に通行できるようにしなければなりません。安全については、運転者や歩行者等の通行者のマナーにもよりますが、あわせて交通規制による安全確保も重要な要素であると思っております。

高雄台団地の安全対策といたしましては、まず高雄台団地内の道路整備を、平成20年度地域再生事業として採択を受け実施ができるように、現在県とその実施に向けて調整を進めておるところでございます。これが調整が進みますと、この団地内の道路整備、主な部分になっていきますけれども、この部分が道路整備が計画どおりいくんではないかというふうに考えておるところです。

また、団地内の車両速度制限でございますが、これにつきましては、先日地元団地のほう、高雄台区のほうから、基本的に団地内全域を時速30kmに制限をしていただきたいと、そういうふうなことの要望書が平成20年5月12日付で市長あてに提出をされております。その部分につきまして、必要性も感じられますので、筑紫野警察署のほうに市のほうから提出をいたしたところでございます。

ほかには、地元区長のほうから、平成20年度市営土木等の改善要望、整備要望も出されておりますので、その内容も見まして、先ほど申しました地域再生事業、これとあわせて市営土木としての整備を進めていくということも今地元と調整を進めておるところでございます。

いずれにしても、規制標識や横断歩道等の設置は公安委員会、県警が行いますことから、窓口であります筑紫野警察署と十分協議をしながらですね、進めていきたいと、その必要もあるというふうに考えております。

地域再生事業で、今王線から高雄中央公園までの道路改良を、先ほど言いましたように、県と調整をして平成20年度採択を受ける方法を検討してまいっておるところでございますので、先ほど言いました交通規制の速度制限の標識、横断歩道の設置、これらとあわせまして、今後地元と十分協議しながら、また県の公安委員会で決定となるというふうなことを筑紫野警察署とも協議しながら、先ほど申しましたように進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。



○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 駐車場の件なんですけど、現在拡張工事が行われてますね。この工事の資材置き場になっているあのフジ棚のところが駐車場として整備されるんですか、公園用地の。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 現在の公民館がございすけども、そちらのほうに、曲がったような道路になるんですけども、新しい新設の道路ができますけども、向かって右手下のほうに三角地ができます。その三角地を市のほうに、公民館のほうに提供をしたいということなんです。敷地としては、変則といいましょうか、三角地で若干勾配もあります。しかし、地元の区長さん、関係者との協議された結果が、駐車場として活用しようという結果になったようでございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） わかりました。道路がですね、拡張されると、やっぱり公民館利用者は路上駐車しやすくなると思うんですよ。そうすると、せっかく広くなった道路がですね、通りにくい道路となり、近隣住民とのトラブルにもなりかねませんので、路上駐車をしにくくなるようなですね、道路整備や、縁石またはさくのある歩道整備をきちんとしていただきますようお願いいたします、この件を終わります。

標識の件なんですけど、高雄中央公園近くの交差点というか、十字路はですね、通るたびに冷や冷や、冷や冷やするところです。時には大型車も抜け道として利用しています。登下校時など時間帯で大型車を規制する標識も必要だと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） ちょうど高雄中央公園が一番の中心になっております。で、やはり県道のほうから入ってくる車、坂になっておりまして、ちょうど登り上がったところ、またおりてくる部分、それから新しく前年整備された道から入ってくる、非常に交通量が多いということ地元からも聞いております。また、私どもも、先日交通量調査いたしました。やはり実際数字でもあらわれております。

そういうことから、具体的に横断歩道、そういったものが具体的にどこに必要かということにつきましても、先ほど申しましたように、筑紫野警察署を窓口にいたしまして、その必要性のところについて検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 先ほどの今王線なんですけども、道路整備を平成20年度内に行う予定なんですよね。横断歩道とあわせまして、歩道の確保なんですけども、保護者や地域の人たちに聞いたところ、片方だけを広目にしてもらったほうが歩きやすいし、車の運転もしやすいという意見もあったんですね。今の段階ではどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 道路整備につきましては、先ほど申しましたように、平成20年度の事業として考えているところです。整備につきましては、その歩道の状況がどういふふうにつけるべきなのか、また歩道としてどの程度なのか、歩道としてつけるのか、それにかわるものでいくのか、その部分については、また今後地元とも十分協議しながらいかなければならないというふうを考えております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） もう質問がないんですけど、最後になりますけども、この拡張工事ですね、将来的に見た中で賛成意見が多かったと思うんですけど、わずか14票差だったんですけども。で、新しくできる団地とですね、古くからある団地をつなぐ唯一のですね、道路で、やっぱりかなり重要な道路だと思います。ただ広がってですね、交通量が増えただけでは、単に危険箇所が増えたにすぎませんので、やっぱり新しく引っ越してこられる方々と現在の住民の方々がですね、道路が広がってよかったと言われるような道路整備をですね、行っていただくとともに、横断歩道や道路標識につきましても早急に対応していただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで14時10分まで休憩をします。

休憩 午後1時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。通告に従いまして、2項目質問させていただきます。

1項目めはまほろば号についてです。4点お伺いします。

1点目に、まほろば号が高齢者の足の役割を果たしているということは、多くの市民の皆さんが認識され、市長も太宰府市のホームページ上の5月号のメッセージにおいて述べられています。

今のまほろば号の車両は、車いすの方でも利用できるタイプの車両ですが、実際に利用されるときには、運転手の方がスロープを手動で出して対応する形の車両です。また、高齢者の方がカートを使って外出されている光景をよく目にしますが、まほろば号に乗降する際に、出入り口の段差の解消をしてほしいという要望を聞いております。今現在の車両で、カートを使用しておられる高齢者の方が、今の車両でもスロープを利用できることになっているのか、また今後、福岡市内を走っております西鉄のバスではスロープが自動で出てくるタイプの車両も導入されておりますが、そういった高齢者の方が利用しやすい車両の導入が進められているの

か、市の見解を求めます。

2点目は、西鉄都府楼前駅のバス停整備についてです。今年4月よりまほろば号の運行方法が見直され、同駅前を起点にした新たな運行体制に変更されました。変更により、路線によっては、同前で、市役所方面に行く際に20分ほどの待ち時間が新たに発生していますが、現在のバス停では、真夏や真冬に20分といえども時間を待つには負担が大きいと思います。バス停の改善が必要だと思いますが、市の見解を求めます。

あわせて、バス停にある時刻表の表示の文字が小さくて見づらいと指摘が寄せられています。同時に改善していただきたいと思いますが、考えをお聞かせください。

3点目は、都府楼前駅でのバスの運転手さんの休憩場所についてです。今回提案の補正予算においてその事業費が計上されておりますが、休憩場所の運用開始がいつごろになるのか、まずお聞かせください。

また、休憩中にとまっておりますバスの表示が「回送」と表示されておりますが、同駅前から出発するバスの場合、次の行き先を表示した上で運転手の方に休憩に入ってもらえないのか、市の見解を求めます。

4点目は、夏休み中の利用促進策についてお伺いします。

これまでも、まほろば号の乗車人数アップのために、広報での呼びかけや利用者が300万人を突破した際の無料運行などが行われてきました。市長も朝の登庁にまほろば号を利用して、乗車人数をアップされる努力をしておられることは認めます。夏休み中の子供たちをターゲットにして、子供たちがまほろば号に乗る機会を増やすことで乗車人数のアップにつながる可能性があるのではないのでしょうか。一例ですが、今ある一日フリーパス券を応用しまして、市民プールの入場料とまほろば号の運賃をセットにした夏休みの期間限定の回数券の発行など、夏休み中の子供たちをターゲットにした利用促進策を作成することによって乗車人数のアップにつながると考えますが、市の見解を求めます。

2点目に、エスコートゾーンの整備についてお伺いします。

平成18年12月に施行されたバリアフリー新法により全国的に整備が進められようとしているのがエスコートゾーンです。視覚障害者の方にとって外出の際に最も危険なことは、道路を横断するとき、特に横断歩道や踏切など、一定時間に渡り切らないといけない状況は、精神的にも大きな負担となります。しかし、その最も危険な場所に点字ブロックのような誘導するものがなく、視覚障害者の方が事故に巻き込まれる可能性があり、実際全国ではそういった事故が多発しております。視覚障害者の方の命にかかわる問題で看過できないと思いますが、以下3点において市の見解を求めます。

1点目は、太宰府市での、道路の設置関係者に関係なく、このエスコートゾーンの整備の計画はありますでしょうか。福岡県内では、先日RKBテレビでも報道されましたが、北九州市八幡東区の北九州盲学校の近くにこのエスコートゾーンが整備されています。また、九州各地を見ても、長崎市では路面電車の踏切の中に整備されています。横断歩道や踏切など、太宰府

市でも似通っている条件のところはあります。関係機関との話し合いの状況などありましたらお聞かせください。

2点目は、市民の皆さんへの啓発の取り組みについてです。横断歩道を利用するのは、視覚障害者の方ばかりではなく、障害の有無や年齢など関係なく、全市民の皆さんが利用されます。横断歩道上に整備された突起物のエスコートゾーンが視覚障害者の方の安全な通行を保障する重要な役割を果たしているということを広く認識する必要があるのではないのでしょうか。

また、啓発活動の重要性として、横断歩道上に突起物を整備するということは、車の往来が激しいところですので、突起物の破損も予想されます。そういった状況のときに、速やかに危険箇所として認識してすぐに連絡をしていただく、そういった対応を行うためにも、啓発に取り組むべきだと思いますが、市の見解を求めます。

3点目に、整備に当たって、各身障者団体からの意見聴取についてです。質問でも述べましたが、横断歩道を利用するのは視覚障害者の方ばかりではありません。車いすやカートを常用して通行される方にとっては、横断歩道上に整備された突起物が歩行の障害になる懸念もあります。そのため、エスコートゾーンの整備に当たっては、横断歩道上のどの位置に整備すれば安全か、実際に整備される場所で、それぞれの団体の方から意見を伺った上で整備を進めていただきたいと思いますが、市の見解を求めます。

自席におきまして再質問を行うことを述べまして、本壇での質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まほろば号についてご回答申し上げます。

まず1点目の、高齢者の乗降しやすい車両の導入についてでございますけれども、現在使用しておりますまほろば号は、平成10年に運行を始めました当時のものでございます。車両は、小型低床のワンステップバスでございまして、車いす乗降用のスロープ板つきのものでございます。また、スロープの利用につきましては、手動式ということもございまして、必要な場合は運転手に声をかけていただいて、現在も対応しておるような状況でございます。

なお、全国的なコミュニティバスの普及を受けまして、車両の小型化あるいは低床化が進んでおるのも事実でございます。今後新たに導入します際につきましては、こういった利用等も勘案しながら、利用者に対して優しい車両の導入を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、2点目の西鉄都府楼駅前のバス停整備についてでございますけれども、今回の運行方法の改正によりまして西鉄都府楼前駅を乗り継ぎ駅としたことから、乗りかえのバスを待つお客様が大変多くなってきております。このためにも、現在あるバスシェルターをもう一基分増設をいたしまして、現在あるものと一緒に、風雨対策をいたしまして整備することといたしております。その設置工事につきましては、6月下旬には完了する予定で進めております。

また、時刻表示の文字が小さくて見づらいとのご指摘の件につきましては、シェルター工事完了後に、壁面を利用した、できるだけ大きく表示するように指示をしておるところでございます。

ます。

3点目の西鉄都府楼前駅前での運転手の皆さん方の休憩についてでございますけれども、バスの運転手の皆さん方の休憩につきましては労務規定等で定められておりますことから、運転中と休憩は明確な区分する必要がございます。そのことから、現在休憩中の運転手の待機所を国道3号線の高架橋下に8月中には設置することといたしております。

4点目の、夏休み中の利用促進等についてでございます。現在、夏休み中の利用促進のための特別な方策は講じておりませんが、ご指摘の利用者増につながるもの等については、今後とも積極的に検討していきたいというふうに思います。環境に優しい外国の例として、先進国におきましても、家族みんなで公共交通機関を利用するというふうなことの中で、割安のパスカードを発行したり、あるいは商店街とリンクするような、全体的にリンクするような、そういった方策もあるようでございますので、どしどし、創業者のつもりでいいものは導入していきたいというふうに思っております。

詳細につきましては担当部長より説明をさせたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） まほろば号の関係でございますが、先ほど市長がお答えいたしましたシェルターの関係ですが、この分につきましては、今日工事着工をしているという報告を受けております。先ほど市長が申しましたように、遅くとも今月末、天候のぐあいでありませうけれども、現在の予定では、1週間ほどででき上がるんじゃないかということで連絡が入っております。

大きさでございますが、現在のシェルター、これが幅が2,490mm掛けるの2、合わせましてほぼ6mですね、幅が、それから奥行きが2,000mm、2mちょっとということで、同じものを横に並べてつけるということで工事を進めると、予定しておるところでございます。

それから、先ほどの低床バスの関係ですが、低床バスを新しく今後、優しいバス導入をということでございました。今後、これにつきましては考えていく必要があると、当然のことながら検討するというところで予定をしております。

ちなみにバスが、今のバスが1両で約1,200万円かかっております。新しいバス、今現在ですが、同程度のバス、乗車人員ですね、そういうもの同程度のバスということで、全く同じ低床のバスは、今もっと小型化になって乗車人数は少ないようですが、それでいきますと約2,500万円程度ということになっております。ちょっと値段的に高くなるというふうなことがあるようでございます。

それから、先ほどの運転手、運転休憩時間中の件ですが、ご指摘のとおり、駅前に今バスを休憩を兼ねて駐車しております。この部分につきましては、先ほど市長が言いましたように、待機所を今現在設置する方向で進めておりますので、暫定措置というようなことで、そこで回送という表示で駐車しておるところでございます。

バスの駐車、交替などで運転を中断しない連続運転時間、運転手さんが運転をしている時

間、これハンドル時間というふうと呼ばれておるようですが、この時間につきましては4時間を超えないことというふうに労働基準法で定められております。4時間を経過すれば30分以上の休憩をとることとされております。また、連続して30分以上の休憩ができないときは、1回10分以上かつ合計30分以上の休憩になることを条件に、分割できると決められております。

このようなことから、現在休憩所は五条台の入り口のところの、五条台入り口バス停のところに休憩所を設けております。また看護学校跡地を利用してというふうなことも考えたりしますが、そこまでの移動の時間が、非常に時間的にむだになるといいたいまいしょうか、ロスが多く出るといようなことから、駅前ロータリーで暫定的っていいまいしょうか、そういう形で休憩をされております。しかしながら、運転手の休憩場所やバスの待機場所が必要ですので、先ほど言いました関屋高架橋下に休憩所を設置するというので、今回補正予算をお願いをいたしておるところでございます。場所は、先ほど言いましたように、関屋高架橋下、駅からバスで行きましても3分かからない距離で設置できる見込みということで、そういうふう設置いたしております。

また、休憩中のバスの行き先表示が「回送」というふうになっております件につきましては、先ほど言いましたように、回送という表示をすることは、運転手さんの休憩時間を確保するというようなことを一番の目的で考えられとります。行き先を表示をしますと、それに利用者の方が乗ってこられるといいますかね、運転手さんに乗れないんですかというふうなことでお尋ねがあったりする、そういうふうなことがありますして休憩時間の確保ができないということになりますので、非常にご迷惑かけとりますけれども、回送という表示で休憩を行っておると。このことで、目の前にバスがありますことから、バスがあるのに乗れないというふうなことでの苦情も確かにいただいております。そういうふうなことがありますので、休憩所につきましては早急に確保して、それらのトラブルを避けていきたいというふうにご考えておるところでございます。

以上、休憩所の件、それからシェルターの件について順次進めているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） まず、1点目に伺いました高齢者の方の乗りやすい車両の導入のところでお伺いしたいんですけども、今現在の走っているワンステップの車両の部分でですね、車いすではない方の、例えばカートを使っておられる方で、どうしても、1段ですけども、その段を越えるのがきついというか、きついという方に関しては、このスロープ、対応していただけるのかどうかということをお聞かせいただけませんかでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 車いすも含めましてですね、そういうふうにごスロープ、それからまた、そのほか体が不自由な方を含めまして、運転手のほうに申しつけていただければスロープで対応するということは基本的に指示をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。今1台当たりの費用の問題も言われましたけども、やはりこれから高齢化社会になっていってですね、高齢者の方が特に、1段といえどもその段差を上がるというのはかなり負担になることが予想されますので、もちろん一気に全部車両を変えていただきたいというふうには思いませんけども、可能な限り高齢者の負担を少なくするような形で車両導入の計画も立てていただきたいと思いますというふうに思います。

それで、バス停の問題ですけども、実際に私もこの質問をするに当たってですね、都府楼前駅前のほう、見に行きました。それで、実際にその各路線から西鉄の都府楼前駅のほうにバスが集中して、待ち時間の間バス停に人があふれますけども、次の乗り継ぎを見るときにですね、写真撮ってきましたけども、これバス停の時刻表の写真なんですね。全部の路線がこちらのほうにあって、それでそれぞれ小さい字でなっておりますけども、この状態ですので、高齢者の方は、もう相当近くまで行って時間を、まずこの路線を確認して、次今の時間を確認してと、そういうふうな形でですね、このバス停のこの時刻表の周りにですね、物すごくその時間によっては人が集中するといいますか、そういった形にもなっておりますし、私が住んでる都府楼団地は単線ですので、時刻表の文字も大きいんですけども、この集中するところのですね、こういった時刻表示のあり方というのは、ぜひもっと改善していただきたいというふうに思います。

あと周り、この駅前ですね、時計がないんですね。バス停から目の届く範囲で大きな時計がなかったんですね、それで、高齢者の方で、腕時計も携帯電話も、時刻を確認できるものを持っておられないという方がですね、結構周りで時間を聞いたりとかですね、そういった光景も見られました。ぜひ時計の設置もですね、あわせて可能なら検討していただきたいというふうに思います。

それで、あと3点目のバスの問題ですけども、実際に回送の表示に、こういった形で、もうバスが着きますと回送の表示になってですね、運転手さんが休憩に入られたりですとか、あと車両の点検等をされておりました、タイヤですとか、あと車内の清掃のようなこともされておりましたけども、今部長の答弁でもありましたけども、市民の方から実際私に言われたのは、目の前で、やはり運転手さんがいるのに、車両の点検も何もしてなくて運転席に座っておられてですね、乗せてくれないというふうに、行き先は教えてくれるけども、次の時間まで乗せてくれないということで、そういった苦情も実際寄せられております。当然運転手さんの休憩も保障されないといけませんし、そこはわかるんですけども、やはり市民の方の感情からしたら、目の前に運転手さんいるのにバスに何で乗せてもらえないんだという、そういうふうにもうお互いが信頼関係の部分で不信感を持ってしまうというふうになりますので、早急にですね、ここのバス停の問題というのはですね、改善していただきたいというのと、あわせてですね、この「回送」となっているときには、運転手さんの休憩時間としてきちんと労働上保障されないといけないところなんだというのをですね、いま一度市民の皆さんにもきちんとお知らせする必要があるかと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） まず、バス停の時刻表の表示の関係ですが、先ほど申しましたシェルターを今度新しく増設いたします。それにつきましては、先ほど言いましたように、壁面がかなりできますので、それを利用して、壁面を利用した表示をしていきたいと。それにつきましては、大きな、できるだけ見やすくなるような表示をするように今検討をしております。

また、時計の関係につきましては、ちょっとこれは今後の検討ということで、私どもも見ていきたいというふうに思っております。

それから、回送の関係の表示の部分でございますが、これにつきましては、まさに議員さんおっしゃるとおりですね、やはり利用者の方、市民の方皆さんにそういう状況なんだということ、今暫定的とはいいいながらですね、皆さん方にお知らせしていないという部分がありますので、この部分につきましては、何らかの方法で、ホームページなり広報なり、今のようなことでの駅前でのバスが、状態はこういうふうな状態であるというふうなことは、そういうふうな何らかの方法で皆さんにお知らせをしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひよろしく申し上げます。

それですね、4点目に伺っております夏休み中の利用促進策のところについて若干質問をさせていただきますけども、当然まほろば号の、高齢者の方の足であると同時にですね、やはり市民の方の足であるというふうにも思います。3月の議会で安部陽議員のほうから、観光客のところをターゲットにしたまほろば号の取り組みについて質問されておりますけども、今、一日フリーパス券とかそういったものは導入されて、少しでも市民の方を公共施設等々つなげて、割引とつなげて乗っていただくように取り組みしておられるというのはわかっておりますけども、やはり夏休み中、今子供たちも忙しい、いろいろ部活動だったり、習い事だったり、忙しいとは思いますが、やはり日中学校にいる時間、自宅あるいはその自由になる時間が多いわけですから、その子供たちをですね、もっとまほろば号に乗せるようなですね、取り組みをですね、市としても強化といいますか、打ち出していただければ、その利用人数の伸びがですね、幾らかでも期待できるのではないかというふうに思います。で、市民プールですとか、図書館だったりいろいろ、国博ですとかそういったところまで含めてですね、子供たちだけじゃないですけども、そういった何かターゲットを一つ絞ってですね、乗せるような取り組みについて、もう夏休み来月から始まりますので、今後いろいろ、夏休み以外、例えば冬休み、春休みとありますので、そういった子供たちが長期休暇に入るときにですね、少しでもまほろば号に乗って、まほろば号が活性化するようなですね、取り組みについて打ち出していただきたいというふうに思うんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） ご指摘の夏休み中の利用促進についてはやはり必要だろうというふ



うに思っております。具体的にどういうふうな方策があるかというのは、非常に期間が、もうすぐ、おっしゃるとおり夏休みに入りますので、ありませんけれども、どういう方策がとれるか考えていきたいというふうに思っております。

また、先ほど市長が答弁の中で言っておりました商工の関係、地域との商店街ですね、その関連の方では、1つは五条振興会がプラムカードを、バスの利用者の方にプラムカードの利用のスタンプを押すというふうな取り組みをしております。それにつきましては一つの方策として進んでおりますので、その部分の状況も、どういうふうな状況になっているかは分析を進めていって、あわせながら夏休みの分についても検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひよろしく申し上げます。今バス等を利用することによってですね、子供たちが、夏休み、公共施設、市民プールですとかいろいろ行くと思うんですけども、バスを利用することによって時間の感覚がきちんと身につけてくると思います。次、バスおりて、帰りのバスは何時になるとかですね、そういった時間を守るというか、これは社会人になっていく上でも基本的なことですけども、そういった感覚を身につける上でもですね、教育的な側面もあるかと思しますので、ぜひ今後も対応策検討していただきたいなというふうに思います。

まほろば号については、いろいろ広告等の問題も、今後また機会をつくって私も追及していきたいなというふうに思いますし、まほろば号は市民の皆さんの足でありますし、これがなくなるときに、なくなってしまったら当然いけないというふうに思っておりますので、いろいろな形で今後も追及していきたいなというふうに思っております。

1項目めについては終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 2点目でございます。エスコートゾーンの整備についてご回答を申し上げます。

太宰府市におきましては、平成19年3月に策定いたしました太宰府市障害者プラン及び障害福祉計画に基づきまして、障害者を初め高齢者など、すべての人々が安全に安心して外出できるような公共施設等のバリアフリー化、歩道の点字ブロック敷設など、関係機関と協議し、連携を図りながら整備を行っておるところでございます。

ご質問のエスコートゾーンは、横断歩道に点字ブロックのような突起物を帯状に設置する誘導用道路横断帯で、視覚障害者の安全性、利便性を図る上でとても有効な取り組みであると考えております。

それぞれの項目の詳細につきましては担当部長のほうから説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） エスコートゾーンの整備計画でございますが、エスコートゾーンを具体的に現時点において整備をすると、エスコートゾーンを設置するという具体的な部分については今のところございません。

このエスコートゾーンにつきましては、道路上の横断歩道内に設置をするというふうなことから、この横断歩道を管理しております警察でございますが、そちらのほうとも協議をいたしましたところ、非常にこの部分については、諸問題の整理について今現在警察内部でも進められているというふうに聞いております。県内におきましては、北九州市に1カ所、福岡市に2カ所設置をされているというふうに聞いております。今申しましたように、この3カ所につきましては、福岡県警におきましては社会実験としてこの設置箇所をとらえておるというふうに言われておりました。この結果、その内容につきましてを種々検討されまして、問題点の整理をしていながら、警察としてこのエスコートゾーンの扱いについてどういうふうにすべきかということを整理したいというふうな状況であると、現時点においてはそういう状況であるというふうなことでございます。

また、踏切内の設置についてでございますが、この分は、JR、それから西鉄にも確認をいたしましたところ、踏切と、それから踏切に隣接しています道路ですね、この部分につけられとります横断歩道の状況がどうであるのかというようなこと、やはり連続をしていかなければ意味がないということがございますので、そういうふうな意味から、それらの横断歩道、今言います踏切内の状況を整理をして、今後つけるとしたらどういうふうな形がいいのかということを整理していきたいというふうに、いずれも警察におきましても、また鉄道業者のほうにつきましてもそういうふうな状況でございました。

いずれにしましても、エスコートゾーンは、横断歩道、また踏切内に突起物を含んだものがずっと設置をされるということになりますので、視覚障害者の方のみならず、肢体不自由の方っていいでしょうか、障害者の方あたりも、やはりそういったもの、それから高齢者の方が、そういうふうな突起物を原因として転倒されるとか、いろんな問題がやはり実際あっているというふうなこと、そういった問題を整理をしていきたいというふうなことを考えておられるというふうなことでした。

私どもといたしましても、今後太宰府市内の横断歩道、また踏切も含めてですが、設置するというふうなことになりました場合は、視覚障害者の方や関係機関、警察も含めましての関係機関と十分にその内容について調整をしていくというふうな必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 続きまして、市民への啓発についてでございます。

エスコートゾーンの設置につきましては、これまで各都道府県警察において個別に整備が進

められてきているところもありましたが、その設置方法や形状が統一されていなかったことから、平成19年5月に警察庁よりエスコートゾーンの設置に関する指針が出されまして、各都道府県警察に通達がなされたところでございます。この指針によりますと、優先的に設置する場所としまして、視覚障害者の利用頻度が高い駅であるとか役所、視覚障害者団体がある施設、特別支援学校、リハビリテーションセンター等の施設周辺で視覚障害者の需要が見込まれる横断歩道となっております。

このようなことから、このエスコートゾーンの整備を図るには、警察及び障害者団体と協議が必要であり、障害者、高齢者等すべての人にとって生活しやすい施設づくりという視点に立ち、市民の理解を求めるための実態調査等も踏まえながら検討をしていきたいと考えております。

次に、整備に当たりまして、各身障者団体からの意見聴取の計画はということでございます。

現在の点字ブロックなどの設置に当たりましては、障害者団体と直接現場で立ち会いの上で計画を進めております。また、障害者団体からの要望につきましても、関係課を通じて、道路管理者と協議しながら整備を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） まず、建設経済部長のほうから答弁いただきましたけども、特に踏切の問題で、JRですとか西鉄、そういったところ等との話の状況も今聞かせていただきましたけども、先日も久留米のほうで、あの久大線の踏切の中です、視覚障害の方が、夜間8時ごろだったですか、外出されて、あの踏切に閉じ込められて、列車にはねられて亡くなるという事故も起こっております。実際に、原因究明はまだされている最中ということで、何が原因かというのはまだこれから明らかになってくるというふうに思いますけども、その踏切の中にきちんとした誘導するものがあれば、もしかしたらこれは防げた事故だったかもしれません。

それで、当然太宰府市内にもそういった視覚障害をお持ちの方というのはおられますし、ぜひですね、具体的にこれ、信号機、道路上だったら、横断歩道上で、警察等とも協議が必要になってくると思いますけども、いつ事故に巻き込まれるかわからないということがありますので、その点ですね、整備を進めていっていただきたいなというふうに思いますけども、そういった話し合いの場を今後も持たれる計画があるのかということだけお聞かせいただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 具体的に設置をします、役所の中でいきますと建設課がその具体的に設置をするという部署になっていきますが、建設課におきましては、日常的に窓口であります筑紫野警察署、こちらとは安全施設等との関連もありますので、常に連絡とり合いながらしておりますので、その中含めましてですね、そういう状況の、県警での状況がどうであるかと

かというそういうふうな情報収集、それから私どもの具体的な計画が進むような段階になりましたら、できるだけ早い時期から警察とも連絡をとるという体制は常にとっておりますので、それを継続的にやっていくことは可能になっております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、それと福祉部長のほうからも答弁いただきましたけども、エスコートゾーン等が優先的に整備される箇所を幾つか上げられましたけども、視覚障害者の方が利用されるところのある駅ですとかそういったところを上げられましたけども、今後福岡農業高校のところと特別支援学校の整備がされていきます。そういうところがもう具体的に計画が明らかになっているわけですから、今後、そうなってくるとこの整備も急がれてくるんじゃないかというふうに私今答弁聞いて思ったんですけども、これは学校の部分ですから、教育部等とも連携が必要になってくる部分あるのかなというふうに感じますけども、この特別支援学校の開設とあわせてですね、進めていかれるお考えはあるのかどうかお聞かせいただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 先日身体障害者福祉協会のほうにお尋ねをいたしましたら、視覚障害者の部会からは点字ブロックの設置の要望があつておると。JA太宰府中央支店から社会福祉協議会に行く市道について点字ブロックが欲しいとか、太宰府天満宮小鳥居小路線という太宰府館の近くに市道がございますが、ここにも点字ブロックが欲しいというような要望があつておると。しかしながら、まだこのエスコートゾーンについては視覚障害者部会のほうから具体的なお話はないということでございました。

しかし、今議員が申されました特別支援学校の設置も大佐野のほうに決まったようでございますので、開設までしばらく時間がございますので、協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひあわせて、市民の皆さんにも何らかの形でそのバリアフリーの、今いろいろ取り組みはこの間ずっとされてきておるというふうに思いますけども、お知らせですね、新たに今、本壇でも述べましたけども、平成18年に施行された法律の中で設置がうたわれているものですから、まだ、私もこの質問の中で、このエスコートゾーンについて知ったのは、昨年9月に点字ブロックの問題で一般質問させていただきましたけども、その延長線の中でこういったエスコートゾーンの問題について知りましたので、やはりまだ知られてない方も多いいと思いますので、ぜひその啓発についてはですね、今後も計画的に進めていただきたいというふうに思います。

それと、3点目の各身障者団体からの意見のところですけども、いろいろ今意見等上げられているというふうに福祉部長のほうからも言われました。ぜひ今後、この整備するに当たってですね、きちんとその現場を見ていただいた上で整備していただいて、どこの、横断歩道の真ん中に整備するのがいいのか、端っこのほうがいいのかとかいろいろあるかと思っておりますので、

そういった形でぜひ進めていっていただきたいなというふうに要望いたします。

それと、市長が答弁の中で言われました太宰府市の障害者プランと、あと障害者福祉計画のところにもですね、今後見直しといたしますか、見直されるのか、あるいはこの部分もつけ加えていただけるのかですね、そういったところわかりませんが、そういったものとも含めて今後対応していただくということを重ねてお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

まず最初に、質問をする前に、先ほど市長も述べられましたが、このたび岩手・宮城内陸地震が発生をいたしまして、とうとい人命が多数失われました。公明党太宰府市議団として心からご冥福をお祈り申し上げます。

また、秋葉原において許すことのできない通り魔事件が起こりまして、強い憤りを感じております。何も関係ない多くの方々がお亡くなりになりました。被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

まず最初に、障害者自立支援法についてお尋ねをいたします。

平成18年4月から障害者自立支援法が一部導入され、同年10月から全面施行がなされています。しかし、導入はされたものの、利用者負担など見直しを求める要望が強く出されました。こうした要望を受けて、政府は施行後3年間の特別対策を行い、一部負担が軽減されるなど見直しを行い、現在実施をされているところです。

公明党といたしましても、障害者団体や地方議員などのさらなる見直しを求める声を受けまして、福田政権発足時の連立政権の合意に障害者自立支援法の抜本の見直しを盛り込みました。これを受けまして、自民・公明党による与党プロジェクトチームが発足し、見直し案の報告書を昨年12月政府に提出をいたしましたところでございます。この報告書を受けまして、早速ではございますが、平成20年度の政府予算案に見直し案が反映をされております。

まず、緊急措置として、利用者の負担が本年7月から大幅に軽減されるほか、事業者の経営基盤の強化策が本年4月から既に実施をされております。また、報告書には、利用者負担の軽減などを柱とした特別対策を、平成18年度から3カ年だったのを、それ以降も実質的に継続することが明示をされております。

その上で、緊急措置は、現行の特別対策からさらにもう一段、低所得の障害者と障害児を抱える世帯の負担を軽減するものでございます。今年の7月から、低所得の障害者は、障害福祉サービスの定率1割負担に係る1カ月当たりの負担上限額、居宅・通所サービスでございますが、低所得1の所得区分の人で月額3,750円から1,500円に、低所得2の人で月6,150円から月3,000円に軽減をされます。また、障害児を抱える世帯は、軽減措置の対象世帯が、年収600万

円程度までから年収890万円程度までに広げられ、同時に1カ月当たりの負担上限額も所得区分に応じて軽減をされます。これにより、障害児を抱える世帯の8割以上で負担が軽減され、年収600万円から890万円程度までの課税世帯では、月3万7,200円だった負担上限額が月4,600円まで軽減されることとなります。さらに、成人の障害者は、今年7月から、1カ月当たりの負担上限額を決める所得区分が個人単位を基本として見直され、本人と配偶者の所得のみから判断されることになりました。現行の制度では、基本は住民基本台帳での世帯の範囲で所得が判断されるため、障害者を抱える家族には大きな負担になっておりました。そのため、障害者とその配偶者を別世帯の扱いにしたりして負担軽減を図ったりしておられます。しかし、その場合、税制と医療保険において被扶養者から外さなければなりません。また、被扶養者になると、負担が重いため、サービスを抑制するなどの障害者もおられます。そのため、強く改善を求める声がありました。

こうした声を受けまして、先ほど申しましたように、見直しが行われたわけですが、こうした改善策は、関係者などには周知がなされていないように感じております。本市としてどのように周知をされているのか、その取り組みについて伺います。

また、与党がまとめた対策には、税制での就労支援策も入っております。今国会に提出された租税特別措置法改正案に盛り込まれている障害者の働く場に対する発注促進税制の創設です。これは、障害者の働く場に対する仕事の発注を前年度より増加させた企業について、企業が有する固定資産の割り増し償却を認める内容で、その限度額は前年度からの発注増加額、今年4月から5年間の時限措置になっております。本市において、実際に障害者等の働く場に仕事の発注をしている企業がどの程度あるのか、具体的数字があればお聞かせください。

また、こうした内容の情報をそうした企業に提供すべきと考えていますが、あわせてお答えください。

次に、IP電話についてお尋ねをいたします。

各自治体の財政状況が厳しい中、様々な行財政改革が行われております。本市においても努力をされていますが、IP電話を導入することによって通信コストを下げる自治体や企業を初め、一般家庭でも増えてきております。本市にとって、研究をされているのか、現状並びに今後の見通しについてお聞かせをください。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 障害者自立支援法についてと、それからIP電話についてご質問でございます。

1項目めの障害者自立支援法につきましては、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して平成18年度4月から施行され、3年目を迎えているところでございます。この制度におきましては、まだまだ課題となっているものが多く、利用者に対する軽減措置でありますとか、あるいは事業者の経営基盤の強化を図るための特別対策が平成19年度から行われてきて

いるところでございます。

本市といたしましても、国の見直しにあわせまして、利用者負担の軽減措置や県の障害者自立支援臨時事業補助金交付要綱に基づきます事業者の激変緩和措置でありますとか、あるいは新法への移行等のための緊急的経過措置を講じているところでございます。

こうした障害福祉サービスに係ります改善策の利用者に対する周知につきましては、現在、介護、訓練等給付の利用者あてに文書にて随時通知をし、申請手続をしていただいているところでございます。

また、事業者に対しましては、県が説明会を開催するなどいたしまして、周知を図っているところでございます。

市といたしましても、通所サービス利用促進事業補助金などの手続につきましては、事業所に担当者が直接出向き、補助金の申請手続などを説明しているところでございます。

なお、太宰府市で障害者等の働く場に仕事を発注している企業などがどの程度あるかにつきましては、現在におきましては把握してないのが実情でございます。

次に、2項目めのI P電話についてのご質問にお答えを申し上げます。

今日、インターネットの飛躍的な普及によりまして、新しい技術を利用したサービスが、企業でありますとか、あるいは家庭に浸透しておりまして、その技術を電話に活用したI P電話が注目されているのはご質問のとおりでございます。電話使用コストの削減などのメリットがあるI P電話の導入につきましては、現在導入によるメリットでありますとか課題は何なのか、先進自治体の事例等も調査をいたしまして、方向性を検討しているところでございます。

詳細につきましては担当部長のほうから回答させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 本市におきましては、NTTとの契約見直し等によりまして電話使用料の削減に努めるとともに、ご質問のI P電話につきましても、通信距離にかかわらず全国一律の料金であること、さらに同一のI P電話事業者に加入している者同士であれば無料となることなどから検討いたしております。

しかしながら、デメリットもあり、例えばI P電話にするにはI P電話対応の電話交換機に変更する設備投資が必要であります。また、台風災害によって停電した際に緊急災害電話が使えなかった、携帯電話への通話はそれほど安くない、相手先が同じ提携グループ内でないとならざる無料にならず、現在では無料の範囲が狭いなどがございます。まだ導入している自治体は少ないようでございます。

また、総務省では、平成16年12月から次世代I Pインフラ研究会を開催して、通信インフラのオールI P化に伴う課題や、課題解決に向けた政策のあり方等について検討を行い、平成17年7月8日に「電話網からI P網への円滑な移行を目指して」と題する第3次報告書を取りまとめ、公表いたしております。これによりまして、2010年には世界最先端のICT国家とし

て先導するとの目標を踏まえ、早期に次世代 I P ネットワークの実現に向けた環境整備を進めていくことが重要として、2007年度中をめどに、NTTやKDDIなどの電話回線網の電話交換機をインターネットで利用されるものに置きかえる方針を明らかにしておりますが、今のところ動きはないようでございます。しかし、これが実現すれば、I P 電話による無料通話の範囲が一気に広がることになると期待が高まっておるところでございます。

このように国が明確な方向性を示したことから、携帯電話とともに、従来の固定電話を中心とするネットワークから I P を中心とするネットワークへの移行はさらに加速していくものと考えております。したがいまして、ご質問の I P 電話の導入につきましては、国、県や他の自治体の動向等を踏まえ、調査研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ここで15時20分まで休憩します。

休憩 午後 3 時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 3 時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 答弁をいただきまして、この障害者自立支援法は平成18年から、先ほど市長が述べられましたように、施行されておまして、これも施行当時はですね、非常にやっぱりこの厳しい、この障害者自立支援法も批判が出てまいりました。私、今回質問するに当たりまして、非常に今の後期高齢者医療制度と似たような何か道をたどっているなという感じをいたしておるわけでございます。

そういう形の中で、厳しい批判の中で、特別対策、そして今回第2弾として抜本の見直しという形で、よく変わっているんですね。この障害者の問題は、措置から支援費になり、そして自立支援法と、2年か3年単位で変わっておりまして、利用されている方々に関しては、いつ何がどういう形で変わっているかということで、私もここで障害者自立支援法の質問をしたときに、あの後期高齢者医療制度と同じような話ですね、非常にわかりづらいという声がたくさん出ておりました。で、今回の後期高齢者医療制度も何回か聞いているんですけど、なかなかわかりにくい面もあるわけですが、そういった意味においてですね、非常に似たような道をたどっているんじゃないかなという感じがするんです。

で、太宰府市が、この太宰府市障害者プラン及び障害福祉計画というのを平成19年3月につくられております。この計画に基づいて再質問をさせていただきたいと思っておりますが、この中にですね、「新しい障害福祉サービスについて、利用できる対象者や利用方法等の正しい情報が伝わっておらず、利用者が混乱している」とこの中に書いてあるんですね。これは当事者の声です。で、今回も、こういう形で第2弾目の抜本的な見直しなんですけど、こういった障害の福祉サービスが変わる、こういったときにおいてですね、福祉制度、サービスに関する情



報提供の充実ということで施策の展開でうたっています。まさにこの第2弾目の大きな変わり目ですので、そういった面からいくと、先ほどの市長の答弁によりますと、現在介護、訓練を受けている方には周知をしておりますというような答弁のように私は聞こえたんですが、それは対象者が本当に私は限られているのではないかなと思うんです。そういう面で、ちょっとその辺の確認ですね、介護給付を受けている方には周知をしておりますということで、どの程度いらっしゃるのか。

しかし、こういう大きな改革に関しましては、きちっとやっぱり情報提供をしていく必要がある。この中に、広報「だざいふ」での特集掲載や冊子「ぬくもり」等の媒体を活用して、福祉制度やサービス等に関する情報提供を行いますということを書いてありますので、そういったことの答弁がいただけるかなと期待しておりましたが、ありませんでしたが、どのように考えておられるのか、この情報提供についてですね、再質問をさせていただきたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 今年7月から利用者の負担軽減、所得区分認定の範囲が変わっていくわけですが、介護給付、訓練給付を利用されている対象者の方々には文書で通知を行い、申請手続をしていただきます。身体障害者50人、知的障害者114人、精神障害者27人、191人程度おられますので、この全員の方々に6月に通知を差し上げます。そして申請をしていただくということにしております。

それから、じゃあその他の方々にも広くということになりますが、それらの多くの方々への一般的な知識としての周知につきましては、今後の広報でお知らせをしていきたい、またホームページにも載せていきたいと、こういうふうに計画をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 訓練を受けておられるということで、申請、それは自動的に、本人が申請をするような形になるわけですね。で、その中に収入だとかそういう部分を全部持って行って申請をするということで受給証が発行されるという形になるかと思えます。

それで、現在191名の方は、そういう形で周知が行きますけども、私の聞いている範囲内においては、このサービスを受けると非常にやっぱり高いと。特に通所の場合は、この所得区分の見方がですね、世帯で見えるわけですね。そうすると、世帯主にそれなりの収入があると、これが一般という形になりますので、3万7,500円ですかね、それだけの上限がありますので、使えば使うほど、それ以上は出ませんけども、そういう形になるかと思えます。ところが、今回の場合は、その所得の見方が、世帯で見えるのではなくて、本人と配偶者で見るという形になりますので、上限の負担が1,500円という形になるわけですね。そうしますと、結構使えるなという形になります。

そういう面において、この障害福祉計画の資料によりますと、実際に手帳をお持ちの方は2,768名、平成18年7月現在でおられます。ですから、先ほど周知をしているというのは1割

もいってないような状況でございますので、その辺の情報の提供をやっぱりきちっとやっていただきたいということがあります。

もう一つあるのがですね、現在、先ほど申しましたように、世帯の合算で所得が見られますので、もう本人と障害者の方と、要するに世帯分離という考え方ですかね、通所の方で、そういう方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですね、世帯分離をしますと、費用負担を。本人だけの収入で見ますのでかなり安くなります。ただ、その場合ですと扶養家族から外れるような形になりますので、税額の控除が受けられないということと、もう一つは、医療保険を本人自身が別途加入しなくちゃいけないと、こういうこともあり得るわけでございますが、それが今回の7月からになりますと、そういう人たちがまたもとに戻るといような形になるかなと私は思うんですが、費用負担の計算でいきますと。そういう人たちに関する部分に関しましては可能なかどうかですね、どのようなその対応の仕方をしていくのか、その辺の部分もきちっとやっぱりわかりやすく提供していく必要があると。

で、一番の今回の改革の問題は、この税制と医療保険の問題があるわけですね。ですから、これをきちっと本人の所得だけで見ようと。だから、扶養控除も受けていいですよ、医療保険も扶養の部分で構いませんよという形になるわけです、7月からですね。それ以前の、今現在はそれができないもんですから、別世帯にしといて、そして医療保険と加入して税制も受けられないという形になりますので、そういう方々のやっぱり救済策としても考えていく必要があるんじゃないかなと感じておりますが、その辺はいかがでしょうか。

これはまさに、後期高齢者医療制度の一番の論点がここにあるわけですね。世帯で見るか、本人で見るかといったことがありますので、障害者のこの一つが見本となって、後期高齢者医療制度の問題も、いずれそういう見直しが来たときに、やっぱりそういう広報の仕方というのはつながっていくんじゃないかなということがありますので、どのように考えておられるかですね、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 議員が申されましたように、障害者に係る利用負担の軽減は、低所得1、低所得2、こういった方々が月額1,500円を上限にというような形で変わってっております。

それで、先ほど申しましたように、約3,000人、対象者、対象になるかもしれない人たちがおられるわけですので、何らか、通知なりですね、お知らせをせないかんわけですが、情報の提供ということでは、まずは市政だよりでいち早くお知らせをしたい。それから、ホームページも開設をしていきたいということです。

それから、何らか、その約3,000人に対してですね、個人通知でわかりやすく、わかるようなお知らせの仕方を考えていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 今回のこの見直し案は利用者にとっては非常に朗報でございますの

で、きちっとお知らせをしていただきたいと思います。と思っています。

それから、先ほど企業、この障害者自立支援法という問題の中で大きな一つの柱が、やっぱり雇用と就労という問題ですね。障害者の働く場への発注促進税制がスタートということで、厚生労働省のこのポイントがここにあるわけですが、この厚生労働省の担当者は、この税制優遇が障害者の働く場への発注の動機づけとなり、働く場の仕事の受注量が増える呼び水になればと期待を寄せておるといってくださいます。

そこですと、この障害福祉計画によりますと、いろんなことで、たくさん立派なことが書いてあります。例えば雇用、就業の場という形の中で、企業や事業所への啓発を行っていきますと、ハローワークや商工会等の関係機関と連携して、市内の企業、事業所に対して障害者雇用促進法等の関連法制度の情報提供や障害者雇用に関する啓発と理解促進に努めますと、こういったことがたくさんあるわけですが、先ほどの市長の答弁では把握をしておられないということございまして、計画はあるけども、これはもう今回だけの話じゃないんですね。私、何回もこのことを質問させていただいておりますが、実際にはないんだろうと思うんですね、把握していないという、幾つかはあるかと思うんですが。こういった取り組みをですね、やる必要があるんじゃないかと。で、ダイジェスト版にはですね、たくさん書いてあります、雇用機会、場の提供ということで、企業、事業所への啓発をしていきますと。今市長は把握してませんということでした。そして、市職員としての障害者の雇用も図ります。さらには、障害者に適した業務の開拓もやっていきます。4番目に、委託業者への協力も要請をしていきます。5番目に、福祉的就労の場の確保と、こういう形でダイジェスト版にも掲げてあるわけですが、これは少しは進歩があるのかな。この辺はどうなんですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 障害者の企業、事業所等への雇用の啓発でございますが、それぞれ国、県、市、役割分担があらうかと私は考えております。それで、この就業につきましては、第一義的にはハローワークが行うべきであるというふうに私は考えております。それで、ハローワークからは、私どものほうに月に2回障害者の求人情報が参りますので、福祉課の窓口掲示板にですね、これを掲示し、またいきいき情報センターの掲示板にも掲示をして、障害者の方が見られて、ハローワークにつないでいくというようなことを考えております。

それから、福岡南の経済雇用懇談会というハローワーク主催の懇談会が、これも回数は年に1回で少のうございすけれども、福岡県筑紫地区の担当で一回情報交換会を行うなど、行っております。

ハローワークの管内でございますが、福岡市の南区と筑紫地区でございます。平成19年度の障害者の紹介による就職者数ということで、210件が就職したと。ただし、これは市町ごとに集計は出ておりませんので、太宰府市から何人ということとはわかりませんが、若干ではあるけれども、そういう雇用が図られておるといふふうに考えております。

また、市のほうでございますが、平成19年度に中央公民館図書館の清掃の委託業者に、職業

体験生として県の養護学校から1名を受け入れまして、10日間の実習をしていただきました。で、これが就職に結びついてはいないんですがございますけれども、そういったことも行ってはおります。

で、じゃあ太宰府市で何か就業の場、機会をつくったらどうかと、つくれないかということになりますと、現在看護学校跡地の福祉施設でございますが、これが今年3月、社会福祉協議会が介護事業を廃止をいたしまして、現在利用が中断をしております。で、今後障害者団体の利用ということで方針を立てております。NPO法人の太宰府障害者団体協議会というのができておまして、身体障害者、知的、精神の3障害者団体でNPO法人を立ち上げられておりますので、こちらに維持管理をお願いしようかと。何らか就業の場につながればという思いで今は思っております。現在協議もしておりますが、そこで事業者が、障害者団体がつくられたパンの販売をすとか、農学校のほうから生鮮野菜を取り寄せてそこで販売をすとか、そういうことも考えてあるようでございますので、そういう面を膨らませていけたらいいなというふうには思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） ぜひですね、そういう形で進めていっていただきたいと思います。

で、春日市においてもですね、養護学校じゃないんですが、実際に障害者の方を図書館で研修をされて、実習をされて、その方々が実際に、現実的に、サポート春日というんですかね、名前を立ち上げて、3人ほど市の清掃業務をおやりになってらっしゃるといようなお話等も聞いております。

で、市長ですね、中小企業等の部分があるんですが、市のほうとしてはなかなか把握ができない部分があるかと思うんですが、これ5年間の、発注促進税制というのが5年間の時限立法でございまして、やはりこれから、前年度やってないところは、今年度からそれが発注すれば丸々その部分が税額控除に含まれるそうなんです、この発注促進税制というのが。そういうことで、特に市が企業等の模範になり、率先して障害者の雇用の場づくりに取り組むという、こういう部分もあります。先ほどもその一環だと思いますが、やはり業務委託だとかそういう様々な、企業関係もあるでしょうし、また市みずからですね、率先して、先ほど申しましたようにやっていただきたいと。障害者の人たちが働く場というか、少しでもですね、幾らかでも、先ほど申しましたように委託をいただくことによってですね、収入になっていくという形になりますので、こういうことを一つの機会としてですね、次のときにはですね、どの程度の企業がこういうものを行っているかと、把握がどこまでできるかわかりませんが、難しい部分もあるかと思いますが、そういった意味においてですね、進めていっていただきたいということをおっしゃるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 障害者の支援策等については、私は重要な施策の柱だというふうに思っております。つい最近も身体障害者をご家族にお持ちの方が市長室に来られまして、議会の中でも

お話を常々されております、今は自分が面倒見ているからいいんだと、自分が亡くなった後に子供たちが自立できるような、やはりそういった施策等々をやってほしいというようなことも訴えられております。私も、常日ごろからこの福祉に軸足を置いてやるというようなことを言っております。実行していきたいというふうに思っております。

その一環が、今福祉部長がお話をしました看護学校跡地の問題であり、私はそれ以外にも、太宰府市の嘱託職員あるいは臨時職員採用におきましても、動かなくても済むような職種においての窓口業務等で身障者の皆さん方が従事可能な部分について今検討中ございまして、その方向の要請も受けておりますので、私は実行していきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 今回の障害者自立支援法の抜本の見直しの中にもですね、安定的な仕事を確保するため、官工事を含めた福祉施設等への発注促進の取り組みを強化するというような形でうたっていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それと、今回の障害者自立支援法の大きな特色は、一つはやっぱり地域で障害者の人たちが暮らしていくということが今回の障害者自立支援法の大きな取り組みの一つになってます。その中でですね、受け皿というのがどちらかというとグループホームとかケアホームになるわけですが、本市におきましては今4カ所あるんですかね。

そこでちょっとお尋ねしたいんですけど、この前グループホームのですね、先ほどいろんな事件とか事故がっておりますが、神奈川県綾瀬市というところで、グループホームが火災をいたしまして、3人の方がお亡くなりになられております。で、このグループホームというのは、夜の当直者を置かなくてはいけないという義務はないそうなんです。現実、太宰府市としてその辺はどうなっているのか、グループホームが4カ所ありますが、夜間の支援員を置いているのか置いてないのか。

また、このグループホームの火災の中でもう一つ言われているのが、火災報知機がやっぱり設置されてなかったというようなこともございまして、今住宅用の火災警報器を設置しようという部分がありますので、そういった部分の把握をされているかどうかですね、もし設置されてなかった場合に関してはですね、何らかの形で、このグループホーム等のこれからの安全・安心を図っていくためにも必要ではないかなと思っておるんですが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） グループホーム、ケアホームにつきましては、精神障害者のグループホーム3カ所、ケアホーム、知的障害者1カ所というふうに把握をいたしております。把握はいたしておりますが、お尋ねの夜間支援員を配置しているかどうかについては把握をいたしておりません。

それから、2点目の警報器等の設置でございますが、火災報知機の設置でございますが、消

防法にのっとりまして、火災報知機、消火器等の消防設備については、福岡県のほうで口頭により指導を行っているということを伺っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 伺っておりますということですが、太宰府市障害者プラン及び障害福祉計画の73ページにですね、特に72、73ページに災害対策の推進というのがあるわけですが、障害者は災害などの被害に遭う危険性が高く、当事者や家族の不安感も強いと。その中で、緊急通報や福祉防災機器等の周知ということで、緊急通報システムや火災報知機、自動消火器等の防災にかかわる日常生活用具について周知と利用促進に努めますという項目があるわけですね。で、今のお話ですと、やるのは県かもわかりませんが、この内容からいきますと、ここには書いてあるけども、それは県がしますよという受け取り方になるわけですが、やはり安全と安心を守る、またこういう項目を市として書いているからにはですね、先ほど地震の問題にしてもそうですが、そういったことが起きると、対岸の火事として見るのではなくてですね、やっぱり神奈川県においては、各行政がですね、あのグループホームが火事になったことで、全部一斉に、自分の市は大丈夫かどうかということですね、走り回るとるわけですね。だから、太宰府市においては、先ほど申しました4カ所でございますので、ちょっとのぞきに行くだけでも違うんじゃないかなという感じがするわけですが。

ここは、せっかくこういうような項目が書いてあります。ですので、こういうことに関して、今の答弁では、何かさも県がやりますよというような話ですが、これはやっぱり市としてもですね、そういったことに関しては、県がやることは県がやらしてもらえばいい話ですけども、やはり市としても、まずこういったことに関して、6月のことですよ、これね、起きたのは。だから、そういった対応を、そんなに難しい話じゃないと思うんですけども、すべきじゃないかなと私は考えているんですが、いかがですかね。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 先ほどの夜間支援員の設置、それから消火器等の、火災報知機等の設置状況については、まず私自身が参りまして確認をしてまいりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） IP電話について、先ほど総務部長のほうからデメリット、メリットがあるということで答弁がありました。それで、恐らくそういう形で検討をされているということで、それでご回答は十分なんですけども、私もちょっとこれ質問するに当たって、電話代がどのくらい大体市で使われているのかなということで見てみたんですけども、市として、大体この特別会計、それから一般会計、企業会計とあるわけですけども、総額としてどの程度の電話代、わかりますか。わからなければわからないで結構なんですけども、把握されてれば教えていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） この庁舎に入っている電話機で、年間約400万円の通話料でございます。

す。一部直通の電話は除いて、交換機を経由する電話につきましては約400万円ということでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） そうすると、庁舎以外もあるということですね。これ見ますとね、何か電話代が出てきたり出てこなかったりするんですね、役務費のところ調べましたらですね、これはあるけども、ここはないということで。要するに、交換機の部分の、総務のほうで管理されている分が400万円ということですね。それ以外もいろいろたしかあったような感じがいたします。

いずれにしても、もっと相当大きい金額になるんじゃないかなと思いますので、これからのIT時代でございますので、しっかりと検討していただきたいということをお願いいたします。私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

お諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって会議時間は午後5時までとなっておりますが、終了まで時間を延長したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、終了まで会議時間を延長します。

次に、18番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔18番 福廣和美議員 登壇〕

○18番（福廣和美議員） ただいま17時を過ぎないようにと。17時までやっていいのかという気もいたしますが、議長より一般質問の許可がございましたので、今日最後の質問者として、答えのほうも簡略にお願いをしたいというふうに思います。

通告どおり、次の2点について、井上市長並びに執行部の皆さんに質問をさせていただきます。

初めに、特別史跡水城跡についてですが、664年、天智3年に築造された水城を保存し、後世に残し伝えるためにも、またまるごと博物館構想を推進するためにも、水城跡の整備は急務であると考えます。現在公園が整備され、また駐車場の整備も一部完成し、地域の皆さんも大変喜んでおられます。桜の時期より今日まで、時折観光バスがとまり、ガイドさんから説明を聞いている光景を目にしています。

そこで、お尋ねをしますが、今年度から来年平成21年度まで、整備計画はどのようになっているのか、またこの水城跡を中心に水城祭、水城祭りを開催してはどうかと考え、多くの市民の皆さんに話をしていますが、ぜひやりましようとの反応で、国分小校区の区長の皆さんも賛成の意向を示しておられます。商工会の皆さんの協力を得ながら、地域コミュニティを前進させるためにも、多くの各分野の皆様や教育の意義も考え、小学校、中学校にも参加を呼びかけ

てはどうかと考えていますが、市長はどのように思われるか、実施しようとする考えがあるのかどうかお聞かせください。

次に、今市は景観条例を策定しようとしていますが、この件は過去に何度となく質問をしてきましたし、再び取り上げさせていただきますが、太宰府の景観から見ても、その一部分ではあると思いますが、違反広告物除去について、一時期随分よくなったと思いますが、最近またこの運動に取りかかったときの状態に戻ったような気がしていますが、市長はどう思われますか。

そこから先、再質問は市長のお答えをいただいてから自席よりさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 特別史跡水城跡の整備についてお尋ねでございますので、ご回答を申し上げます。

平成19年度は、水城跡東門周辺の第1広場及び第2の広場を整備をいたしまして、本年度は第2広場にトイレの整備を行います。このことによりまして、水城跡を多くの人たちに散策していただきますとともに、豊かな緑の中で様々な活動を行うことで、学び、集い、リフレッシュできる場を提供していきたいというふうに思っております。

また、平成19年度から水城跡の樹木調査を実施しておりまして、引き続き、年次計画によりまして、樹木の間伐整備でありますとか、あるいは土塁の修復及び園路の整備等を行ってまいりたいと考えております。

なお、水城跡の全体整備につきましては、福岡県大野城市及び太宰府市とで設置をしております水城跡整備事業推進協議会におきまして、関係者の意見を十分にお聞きしながら環境整備を行ってまいりたいと思っております。

次に、2点目の仮称「水城祭」の実施についての考えにつきまして、ご回答申し上げます。

史跡地の保存は、地元を初め多くの市民の方のご理解とご協力により、今日まで守り伝えられてまいりました。この誇れる水城跡を後世に引き継いでいきますためにも、今後の水城跡の整備活用に当たりまして、多くの市民の参画をいただくことが大変重要であると思っております。このことから、仮称「水城祭」の実施につきましては、水城跡を親しみのある史跡として関心を持っていただくようになるためにも、多くの市民の方と行政が協働で事業展開されることを大切にしていきたいというふうに思っておるところでございます。

次に、2点目の景観整備についてご回答申し上げます。

私は、マニフェストにおきまして、まちぐるみ歴史公園の実現を図る一環といたしまして、太宰府市のすばらしい歴史資源と豊かな自然を守り育てながら後世に伝えていくため、景観条例の制定を掲げております。

その最初の取り組みといたしまして、さきの5月1日付で景観行政団体となったところでございます。今後、市民の皆様と協議を重ねながら、良好な景観の形成と都市の活力との調和や



バランスに配慮しながら、様々な景観にかかわるルールづくりを行ってまいりたいと思っております。

屋外広告物につきましても、景観に大きな影響を及ぼすものでありますことから、景観を守り育てる地域につきましては、何らかのルールづくりが必要であるとの認識に立っております。このようなことから、地域住民と行政が一体となり、違反広告物の追放を推進していくことによりまして、美観風致の維持につながるものと考えております。

詳細につきましては担当部長より説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 違反広告物撤去についてでございますが、違反広告物撤去につきましては、現在張り紙、張り札、立て看板等につきまして、これらの違反広告物を月に三、四回程度、年に42回になりますが、シルバー人材センターに委託をしまして、撤去いたしております。平成19年度、簡易除却数、今申し上げました張り紙、張り札、立て看板等でございますが、これらの除却数で申しますと、張り紙が3,069枚、張り札が4,654枚、看板722枚でありまして、合計8,445枚撤去実績がございます。

近年、ここ数年来の実績と比較してみますと、過去の状況からいきますと、毎年1万枚を超えた数を撤去いたしておりましたが、先ほど申しましたように、数字が少なくなっております。これは、やはり一定の効果があつたというふうに考えております。これは、シルバー人材センターだけでなく、その前に違反広告物追放登録員の登録をいただきまして、7団体の方々からそれぞれ活動をして、ずっと撤去をしていただいております。そういった効果があつたの事というふうに考えておりますけれども、一定の効果があつて、ここ数年減少傾向にあるというふうにとらえております。

また、選挙期間中の違反ポスター、市民からの日常の通報があつた場合には、その都度市の職員が対応いたしまして、目に余る違法の看板等につきましては、その都度それを設置しておりますその業者に撤去等について指導をしているというふうに取り組みを行っております。

しかしながら、このように撤去をいたしておりますが、すぐ新たに違反広告物が設置されているという現状は確かにございます。一定数字は少なくなつてはおりますけれども、やはり繰り返しそういう看板が設置されるということは現実としてございます。そういうふうなことから、行政の対応のみでは限界があるというのは、これは申すまでもありません。そういうようなことから、太宰府市の美しいまちづくりを推進するための違反広告物追放登録員設置要綱、これを平成14年に制定をしまして、推進団体の認定を行いまして、登録員の登録をしまして、それぞれ撤去について活動を行っていただいております。しかしながら、その後新たな更新がなされておられません。そういうふうなことから、この要綱が今現在の状況に合っているかどうかということも含めましてですね、見直しをしていく、再検討する必要があるかというふうに考えております。

また、これらの更新につきましてもですね、その要綱の整備、そういったものが見直しがで

きるまでの間につきましても、やはりそれ以前と同じようにまた活動していただけるように、更新につきましても呼びかけていきたいというふうな必要性は思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 「水城祭」は仮称ですけども、それをできましたら来年度に考えてみたらどうかと、やってみたらどうかというよりは、まず考えてみたらどうかという提案等をぜひさせていただきたいというふうに思っています。これは、市にやれというんじゃなくて、先ほどから、コミュニティの立場から、要するに市民との協働、いわゆる市民との協働という部分をですね、育てるために、ぜひこういったものを作ってはどうかという我々の考えでございます。

特に水城跡につきましては、先ほど市長も言われたように、樹木の調査もやられた。今年度から来年度以降もそのラインに沿って整備はしていくという具体的なことはなかったけども、そういうことを今からされていくということですけども、ぜひそういったことを早めるためにも、その樹木の整備、本体の整備を、いわゆるボランティアの皆さんあたりを募集をしながら、その点だけでもやられたらどうか。以前は、要するに薪等に使うために樹木を切って調整をされていたけども、それがなくなって、ずっと伸びたままになって、それから水城跡に悪い影響を及ぼすであろう、そういったものも植わっているということも、この水城跡に関する環境整備方針の中にもそういうことが書いてありますし、いわゆる樹木を整理したほうがいいというのは市のほうもわかっておられることではないかなというふうに思っておりますので、そういったことをぜひやっていただきたいというふうに思っています。

この史跡地の景観から見ても、この水城跡につきまして、「史跡整備箇所は、解説板の設置やトイレ、管理道路などが配置されるのみで、体系的に行われておらず、来訪者を受け入れ、回遊や散策を促すような配慮が不十分である」というふうに書いてあります。特に水城跡本体に手を入れ始めたのは最近のことでしょうから、それをどういう形でされるか、まだ来年度、再来年度わからないかもわかりませんが、こういったことをやるその先駆けとしてですね、市にぜひそういった整備をしてほしいというふうに、全部じゃないですよ、復元せろとかそういうことを言っているのではなくて、樹木とか竹とか、そういった植わっているもの、それで不必要なもの、ないほうがいいものは早く切ったほうがいいのではないかと。そして、昔は薪に利用していたけども、それをほかのことに今度は利用するようなことができないか等も考えながらやってみたらどうかと思うんですが、市長、いかがですか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私も全く同感でございます。今水城跡の樹木調査等につきましても、平成19年度から実行しておるところでございます。この中にも、太宰府発見塾がございますけれども、このカリキュラムの中にも、その受講生もこの調査に携わるというふうなこと等が決定を

し、今進行をしておるような状況です。多くの太宰府市をこよなく愛されております史跡解説員でありますとか、多くのこの活動されておる方々がおいででございます。それ以外にも多くの市民を結集しながら、この樹木調査も含めた形で、体験することによりまして太宰府市に愛着をよリモっていただくというふうなことが、私は取り組みとして、そのプロセスを大事にしていく必要があるだろうというふうに思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今日の午前中の一般質問でも出ましたが、いわゆる地域コミュニティ、これをつくり上げるためにも、私はこういったことを、一つのイベント的なことを組む場合に、いろんな人の協力がないとできないし、区長さんたちだけでは決してできるものでもないし、これを大いに利用して、国分小校区のですね、コミュニティをつくり上げていったらどうかという考えも持っています。部長、いかがですか、そういったこと、協働のまち推進担当部長。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） ご指摘のように、地域の方々が自分たちの住む地域をよくしたい、あるいは住みやすい町にしたい、そういう共通の意識が芽生えて初めてコミュニティが形成されていくものだろうと思っております。

議員提案されますように、そういうものが、祭りが一つのきっかけづくりになるのであれば、当然行政も地域とともに話し合いながら進めていくべきものだろうと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 1つだけ言っておきますが、この水城祭りというのは、決してただ夏祭りの、そういったものだけを目指してやるものではなくて、これは中身については今から多くの市民の皆さんが検討しながらされるとは思いますが、決してただ単なる遊びのためにこういったことを提案したということではないということを最後に申し述べておきたいというふうに思います。

じゃあ次、違反広告物、最後もう一回、市長、賛成ですよね、オーケーですね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご承知のように、私は、申すまでもなく賛成でございます。大いに輪を広げていったらいいなというふうに思っておるところです。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） じゃあ次に、違反広告物の件に入りたいと思います。

先ほど部長のほうからお話がありましたけども、納得する部分、納得できない部分いろいろありますが、一時はですね、私は胸を張って、大野城市から太宰府市に入って筑紫野市に抜けるまで、違反広告物がないところだけが太宰府市ですよと言い切りよりました。もう今は全然言い切りません。いや、本当、笑うけども、そうですよ。皆さん方そういう目で見らんからわ

からんかもしれませんが、今3号線ずっと走ってこんですか、どれだけの枚数があるか。もうね、シルバー人材センターにお願いするだけではだめなんですよ。やる気がないならいいんです。ほんなら、もうシルバーにも頼まずにそのままにしましょうや、税金使わずに。同じ結果ですよ。わかります。業者のためにやりよるようなもんですよ、今現在は。そんな無駄遣いをやめて、これだけはらんしていいのであれば、そのままもうほっときましょうや。僕はそっちのほうがいいと思いますよ、やる気がないなら。やる気があるなら徹底してやらんですか。そう思いませんか。市長、どう思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この違反広告物等々につきましては、景観の面からもやはりゆゆしきことだというふうに思っております。私は、この景観条例あるいは景観行政団体に指定をされております。この条例制定の中におきまして、やはり独自でできる規制が誘導できるわけでございまして、これを機に、私はその辺のところ解消するように努力していきたいというふうに思っております。

それから、今の現状等については、恐らくそういった状況等が、私も市内を散策する中でないとはいえません。しかしながら、以前のようなアダルト的な部分であるとかそういったもの等については少なくなってきたように思います。これも、私ども、防犯の専門官等々を配置しております、市内を巡視をしてもらっております。その中で、何と申しましょうか、遺棄されておりますいろんなごみの問題あるいは落書きの問題等々につきましても指摘し、そのこと等について即原課のほうに、是正すべきは是正するというふうな解決策等についても、今タイムリーにスピード化して実行しておりますので、その視点でもって行政を行っておりますので、今のご指摘の点等々についても、今も皆無ではございませんけれども、今後においても努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 別に建設経済部長が新しくなったけん、これは言いようわけじゃありませんので、よろしくお願ひしたいんですが。

1つは、先ほど部長のほうから話があったように、推進員をなぜ更新をしなかったのか。これ、更新しなかったのは、こちら側の問題ではなくて、市の方針だというふうに私は理解します。だから、市はなぜ更新をしようとしなかったのか教えてください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 更新がなぜなかったかということでございますが、市のほうから更新について、市のほうはもう更新をしないというふうなことで、そういうふうな方針でいきますとかということ市のほうから各団体にお話ししたということはないというふうに私も聞いております。

そういうふうなことから、先ほど申し上げましたように、それぞれの団体が活動していただいております。その活動していただいたということが、やはり先ほど申し上げましたように、

それは違法看板が減ってきたという実績に大きく役立っていただいたということは、これは事実そのとおりで、評価させていただきたいというふうに思っております。

ただ、今のように、この要綱に基づきます更新が途絶えておるといふような現状は確かにございますので、先ほど言いましたように、この要綱が、現在の状況、この違反広告物の法律が改正をされております。そういうなことも踏まえまして、それなりに沿った要綱になっているかどうかを見直しながら、またその間につきましても、現在の要綱を要綱として、先ほど申しましたように、各団体の皆さん方にこの活動を継続してやっていただきたいというふうなことで、市のほうとしても再度呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） じゃあ、もうその件はそれで、それ以上言うのをやめます。

ぜひ、本当にやるのであればそういった形に戻さないと。これ、自分思うんですよ、こうやってね、また一般質問で、これがね、やっぱり前進してない証拠ですよ。もう同じことを質問せないかんという、大分前に戻ったような感じがしますよ。

さっきも、選挙用のポスターの件、副市長、あの答えでいいんでしょうか。あの答えのままで行くのであれば、僕はまた長くなりますよ、これは。もう全くね、平成15年9月に副市長とやり合ったことが何も生かされてない。こんなことでいいなら、もう逆に戻りますよ、平成15年9月に戻りましょうか。僕は承知しませんよ、そんなこと執行部が言うなら。許しませんよ。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 私も、10年前をちょっと今思い起こしておりますが、本当に最初のころ、違反広告物の除去については、取ることそのものが、財産権の問題とかということで少し臆病になっておりまして、なかなか取ることが難しいというふうな状況から、いろいろな議員さんとのこのやりとりの中で、勉強会等をして、県のほうの許可あるいは県からの権限の移譲もありまして、この許可があればできると、そのできる方法についてもいろいろありまして、こういうものについては取ってはいけないとかいろんな課題がありましたけども、それを乗り越えて、特に補導連絡協議会の皆さんには協力をいただきながら、本当に一生懸命取り続けてまいりました。おかげで、相当違反広告物もなくなったというふうに考えております。

で、このごろ私よく太宰府駅のほうに参りまして、五条の交差点に看板を、マンションの宣伝の看板を持っている人がいつも座って待っているんですね。ああ、これ成果が、私は、違反広告物をずっと取った成果で、やはり電柱にそういうマンションの売り出しの看板をつけてはいけないということで、人件費を雇ってまで今やっている状況になったのかというふうに、私はかなりよくなったというふうに考えておりましたら、今福廣議員さんから5号線、3号線はそんなもんじゃないよというふうに言われまして、もう一度そのほうも見に行かなきゃいけないと思っております。

いずれにしても、やはり取り続けることは、この看板を設置させないと、そういうふうにつ

ながるといふに私は以前から思っやっております。選挙のときも、いろいろお話をしまして、選挙の妨害になるんではないかというようにもなりましたが、今ではやはり違反は違反だということで即対応しようと、そういうふうな庁内での意思決定もいたしてまして、市としては、即違反広告物は取り除かなければいけないと、そういう認識に立っておりますので、ちょっとそういう停滞があるということであれば、やはり取り続けて違反広告物をなくすと、そういう気持ちで今後とも進んでいきたいというふう考えております。よろしくお願いたします。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 余り時間ないんじゃないんですね、余り長くしゃべらんでくださいよ。僕はそんなこと聞いてないでしょうが、今。選挙ポスターについて聞いたんであって。だから、平成15年太宰府市議会第3回定例会会議録70ページ、平島総務部長、「公職選挙法に違反したポスターについては撤去ができます」と、そうおっしゃった、そうでしょうが。さっき言うた、市民から電話があつてどうのこうの、関係ないでしょうが。何でポスター撤去せんのですか。

僕は何遍も言いました、この前の選挙のとき。市の前の樹木にずっと垂れ下がるとる。取りもせんじゃないですか、市役所は。もう言うだけ言うてもだめですて。やるのかやらんのかはつきりせないかんですよ。やるなら徹底的にやらんですか。選挙用ポスターも一切、すぐ撤去します、だれが撤去してもいいですて言わんですか。そのために、もうそういう答えばかりするから言わないかんけど、推進員やめたんじゃないんですか、更新しなかつたんじゃないの。市の都合が悪いから推進員の更新をしなかつたんじゃないんですか。そしたら、何でということになるんですよ。

だからね、僕は怒られました、市の職員から。あなたは推進員の資格を持たんから撤去したらだめですて。そんなら、おまえに行けて言いたいけども、言ったって行かんでしょうが。今までそうやった。だから、今回どうしてもこの問題をもう一遍言うとかないかんと思うて言っただけですから、以上で終わります。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 先ほど、選挙のことも言ったつもりでございますけども、市は違反広告物については取るという方針でございますので、今後とも取ってまいりたいと思います、取りま

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、明日6月17日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時20分

~~~~~ ○ ~~~~~